

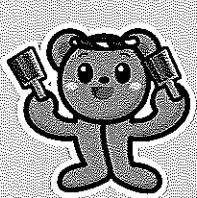
GYOSEIYOSHI HOKKAIDO 行政書士 北海道



2006年5月 No.277

ホームページアドレス：<http://www.gyoseiyoshi.jp>
メールアドレス：iyosai@mid18gigabit.ne.jp

PICK UP



今月のピックアップ
リレーインタビュー

行政書士会 北海道

今月のピックアップ

Pick up This month

今回は、NHK札幌放送局で「ほくほくテレビ」のキャスターをされており、磯野佑子アナウンサーにお話を伺いました。



編集委員：まず、アナウンサーを目指された動機について教えて下さい。

磯野アナ：小学生の頃から、社会や国語が好きで、特に本を音読することも好きでした。それと、大学生の時に野球場でお仕事をした経験がありまして、試合が終わってからのヒーローインタビューをするアナウンサーの姿に魅かれ、興味を持ちました。現場を取材したり、報道したりする仕事にも関心があったので、それらを実現できる仕事がアナウンサーだったということです。

編集委員：アナウンサーとして、日頃から特に心掛けていることはありますか。

磯野アナ：私達は視聴者の方に伝える側の立場ではありますが、番組の中では一番視聴者に近い立場にいると思います。ですから、できるだけ視聴者としての視点に立って伝えるということを考えています。

編集委員：アナウンサーの方は、喉の管理にも気を付けていらっしゃると思いますが。

磯野アナ：そうですね。特に、札幌に来て、とても空気が乾燥していると感じました。

編集委員：北海道に来られた印象はいかがですか。

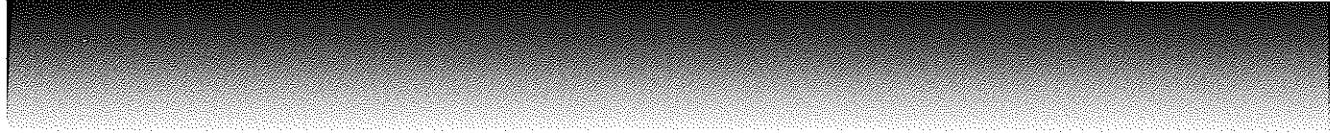
磯野アナ：北海道には以前にも何度か訪れておりますので、初めてではないのですが、北海道の方は、とてもおおらかな人柄だと思います。その一方で、寒い冬にこそアクティブに活動される印象があります。前任地の山形も冬は寒いですが、北海道の方が活動的だと思います。それと、街に関しては、都会と自然がとても良く両立していて暮らしやすく、風景としても素晴らしいですね。

編集委員：仕事以外の楽しみ、また北海道ならではの楽しみは何ですか。

INDEX

今月のピックアップ	2～5
リレーインタビュー～行政書士の輪・5～	6～8
ショートコラム・1	8
会社法の施行に伴う商業登記事務について	9～23
改正風営適正化法のあらまし	24～27
判例研究室	28～29
ショートコラム・2	29
職務上請求書の適正な使用及び 取扱い等に関する規則	30

平成17年度「総合法学講座」実施状況	31～32
会議開催状況（3～4月）	33～34
新編集委員の紹介	34
或経営者曰・5	34
新入会員	35～36
新事務局長・事務局員の紹介	36
アンケートにご協力下さい	37
編集後記	37
政連道支部だより	38～39



磯野アナ：仕事以外では、スポーツが好きですね。（大学まではテニスをしていましたし、）スキーも大好きです。北海道ということでは四季折々、そのシーズンごとに道内各地を周ることが楽しみです。

編集委員：全国を転勤されることがあると思いますが、北海道で仕事をする上で、特に感じたことはありますか。

磯野アナ：北海道の方は、閉鎖的・保守的ではないので、取材に行った場合、快く応じて下さるという感じがします。



編集委員：番組では全道各地の話題を伝えていますが、北海道の素晴らしさについてどう感じられますか。

磯野アナ：周りを海に囲まれているため、海というものがとても身近だということです。そのことが、食、文化、職業などに広く関わっているのだと思います。素晴らしさとは違うのですが、実際に水難事故のニュースを読むことも多く、海というものが北海道に深く関わっているのだと実感します。

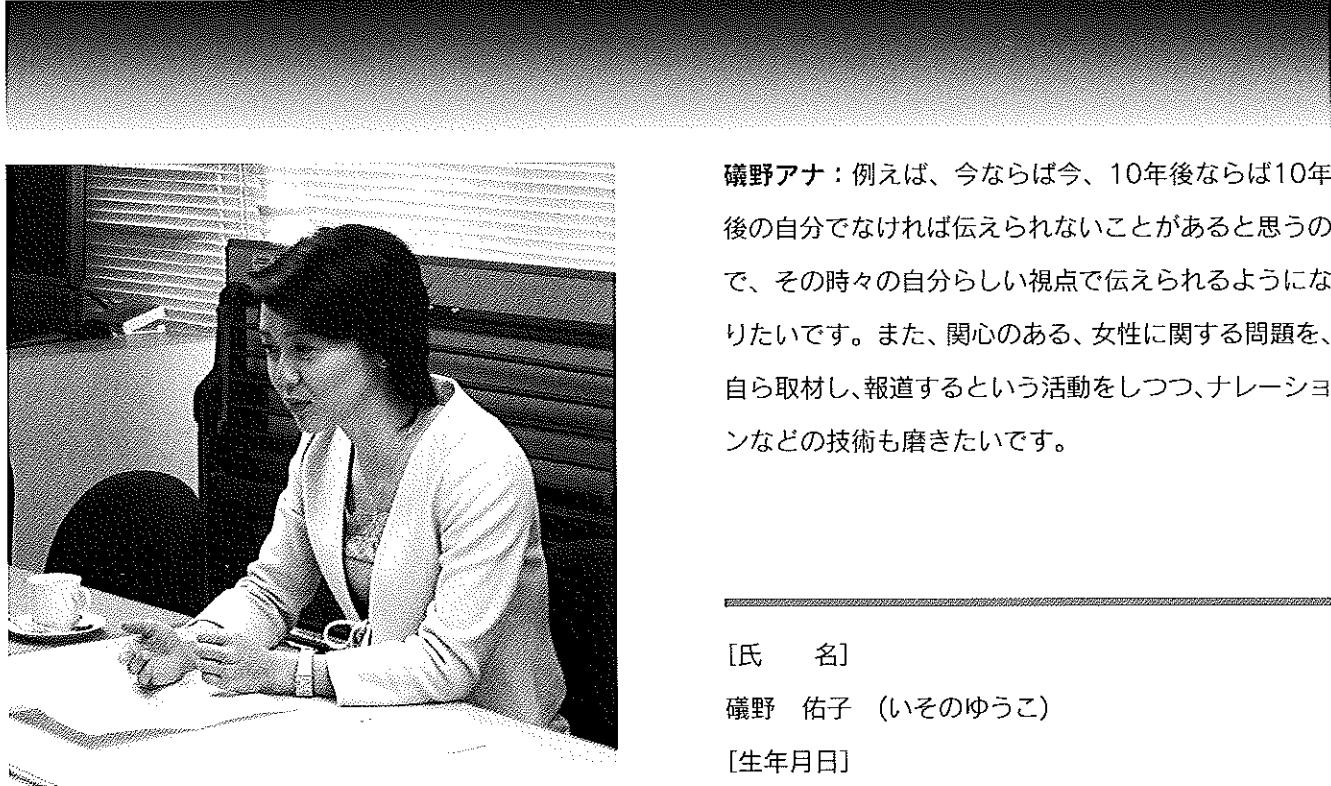
編集委員：北海道がもつとこうなって欲しいという希望はありますか。

磯野アナ：北海道の方は、とても北海道のことが大好きなのだと感じますので、北海道の良さを道外にもっとアピールしたり、交流を図ると更に魅力を知つてもらえると思います。

編集委員：「ほくほくテレビ」のキャスターになられて1年が過ぎますが、この1年間で思い出に残るエピソードを教えて下さい。



磯野アナ：北海道特有の魚の呼び方（ごっこなど）がわからずに失敗したことや、高校生の放送コンテストのVTR作品を見ていて、思わず感情移入して、生放送中に涙を流してしまったこともあります。



編集委員：これからのお「ほくほくテレビ」で力を入れたい点や注目してもらいたい点を教えて下さい。

磯野アナ：これまで勉強の1年でしたので、これからは行動の1年にしたいと思います。スタジオのメンバーも変わりましたので、新しいコンビネーションに注目して頂きたいと思います。また、スタジオだけにとどまらず、どんどん現場に出て行って、多くの方と出会い、取材もしたいと思います。

編集委員：将来の目標を教えて下さい。



磯野アナ：例えば、今ならば今、10年後ならば10年後の自分でなければ伝えられないことがあると思うので、その時々の自分らしい視点で伝えられるようになりたいです。また、関心のある、女性に関する問題を、自ら取材し、報道するという活動をしつつ、ナレーションなどの技術も磨きたいです。

[氏名]

磯野 佑子（いその ゆうこ）

[生年月日]

昭和53年9月12日生まれ

[出身]

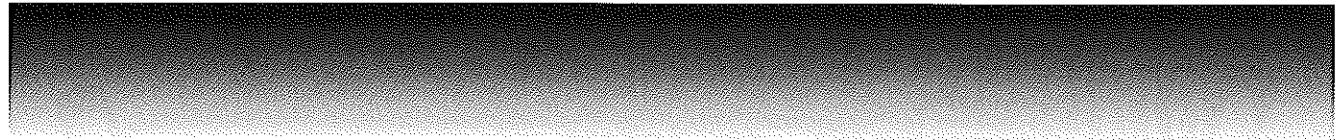
栃木県宇都宮市出身

[略歴]

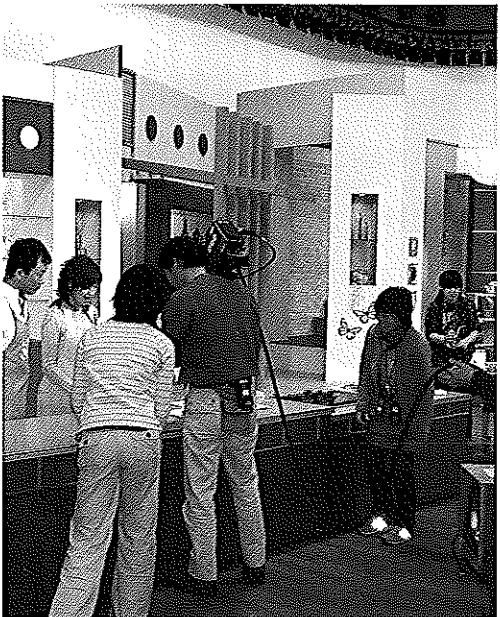
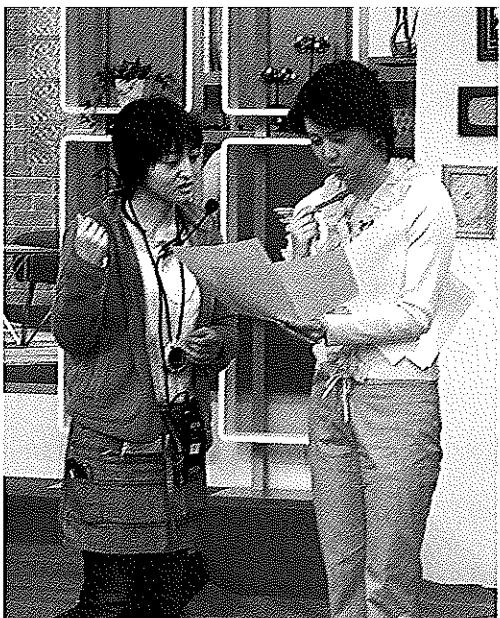
立教大学法学部卒業後、平成14年NHK入局
山形放送局を経て昨年より札幌放送局「ほくほくテレビ」キャスター



編集委員と磯野アナウンサー



スタジオ見学をさせて頂きました。



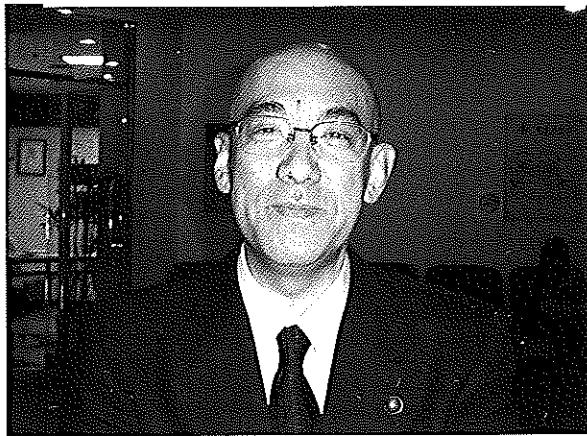
中継や料理のコーナー撮影の様子がよくわかりました。

リレーインタビュー

行政書士の輪

5

《網走支部：横内 寿治会員》



編 今回は、やさしい笑顔とスキンヘッドがトレードマークの本会業務部担当理事であり、網走支部会員の横内寿治先生に、お話を伺つてきました。

* * * * *

Q 事務所を開業されたのは、いつ頃ですか。

A 昭和55年の入会です。当時25歳でした。開業当初は、父と共同で仕事をしていました。

Q 開業に至った経緯を教えてください。

A 当初、札幌のライブハウスで演奏していましたが、その後、縁あって、米穀店に勤務しておりました。その頃、もともと紋別で行政書士をしていた父に、勝手に行政書士試験の受験申し込みをされてしまい、昭和52年に受験し、1ヶ月の受験勉強と1冊

の参考書で合格しました。当時は作文の試験でしたので、父のアドバイスで、毎日欠かさず新聞をチェックしていたことも合格につながったのだと思います。現在は違いますが、当時の試験会場は、旧道庁でしたので、なかなか貴重な体験をすることができました。

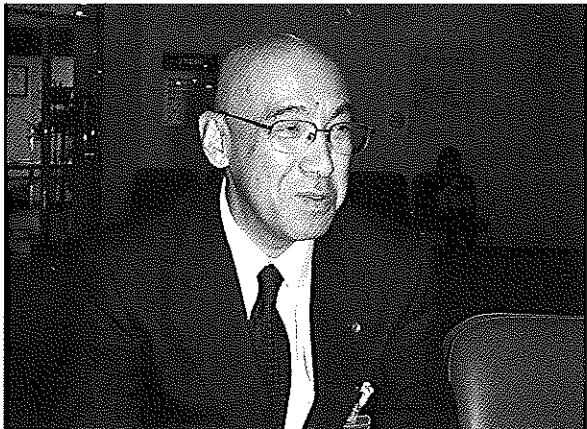
Q 合格後、すぐ開業されたのですか。

A 合格後は、実家のある紋別に帰ったのですが、叔母の勤務先からの紹介で、飲み屋を経営することになったため、夜は飲み屋・昼間は父の行政書士事務所の手伝い…といった生活をしばらく送っていました。ちょうどNEC9800シリーズが出始めた頃、飲み屋を閉め、PCプログラムの作成・販売を始めました。自分の事務所で使っていた自作の給与計算プログラムをお客様に販売するといった事業内容でした。その数年後に、父の事務所を離れ、完全に独立開業しました。

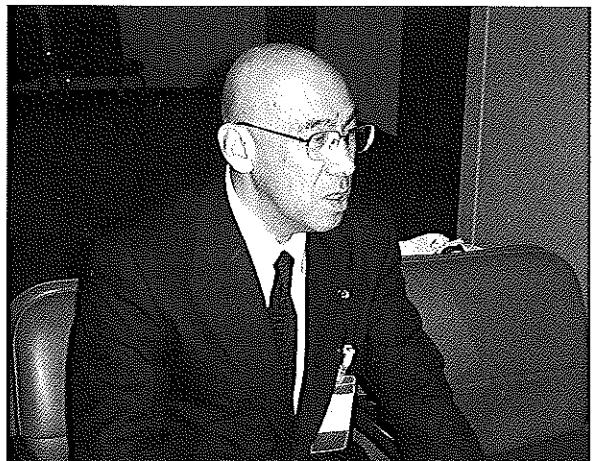
Q 独立した当初、顧客開拓などの苦労話があれば、お聞かせください。

A あまり「苦労」と思わないタイプなので、特にありませんでした(笑)。独立当初、父から建設業のお客様を少し分けてもらったのと、PCの事業を並行してやっていく中で、建設業以外のお客様も獲得

できました。小さな町なので、紹介が殆どでしたね。



動時間に費やし、書類作成が深夜に及ぶこともあります、会計事務所に勤務経験のある妻が、よきパートナーとして助けてくれています。



Q 現在、ご専門とされている業務はどのような分野ですか。

A 現在も建設業関連が中心ですが、労働保険事務組合もやっているので、企業をトータル・サポートできます。そういった流れの中で、会計業務なども含めた、企業に付随する手続きはすべて行っています。

Q お客様は、紋別市内の方が中心なのですか。

A 市内が半分、市外が半分の割合で近隣市町村、各地に顧客があります。移動距離は、車で片道3時間圏内の市町村ですね。一日の半分くらい運転していることもあります、行つた先がたまたま行政書士や社会保険労務士が不在の地域だった場合、そこでまた新規顧客を獲得できるというパターンも多いので、メリットはありますよ。私の場合、もともと支庁へ行くだけでも2時間はかかりますから、移動時間の長さにはもう慣れっこです。一日の殆どを移

Q 行政書士をやっていてよかつたなあと思うのは、どんな時ですか。

A お客様が喜んでくれるということはもちろんですが、自分の中で『新しいことをやり遂げたとき』でしょうか。何でも興味を持ってやってみることが大切なのではないかと考えています。



Q 最後に、新人行政書士に向けて、何かアドバイスをいただけますか。

A 私の開業した当時よりも、最近合格された新しい方は、勉強もたくさんしているし、能力が高い方も多いと思います。ポリシーを持って、方向性をいち早く定めるとよいと思います。会から何かをしてもらおうと思わないで、自分から動くことです。昔なんて、同業者は全員、競争相手でライバルでしたから、仕事なんか絶対他人に教えてくれませんでした。ところが、今は研修なども充実しているし、と

てもよい環境だと思います。せっかくある、そういうものをどんどん活用し、しかし、そればかりに甘えず、自分でもっともっと勉強して、お客様と信頼関係を築き、長い付き合いができるように、目先の利益ばかりに囚われず、どんどん自分からアクションを起こしていくとよいのではないかでしょうか。『地域に密着した行政書士』という姿勢が大切だと思います。私自身も、開業当初「明日の米代もない」というような時代もありましたが、苦労話も後で笑い話になりますからね(笑)。頑張ってください。

* * * * *



編 個性的で存在感のある外見に負けない、異色な経歴をお持ちの横内先生。終始、笑顔を絶やさず、時には厳しいご意見も述べてくださいました。お忙しいお時間の合間を縫つて、貴重なお話をいただき、本当にありがとうございました。

ショートコラム・1

最近の新聞で「二ヵ国語を話すのはバイリンガル、数ヵ国語を話すのはマルチリンガル、では一つの言語しか話せないのは...アメリカ人」という書き出しの社説がありました。アメリカ人は、英語は世界各国で通じると思っているので他の言語を学ぼうとしないから、といった一種のジョークです。

すでにいくつかの小学校では英語が必修教科になっています。しかし、月に数時間程度の学習で一体どのくらい習得ができるのでしょうか。多くの国では日本と同様に英語(第2外国語)は中学校からの必修科目です。韓国でも英語は中学校から学びますが、平均的な英語力は日本人より高いと思われます。それは、多くの大学では卒業までにTOEICで決められた点数以上を取らなくてはならないとされているのも理由のひとつだと考えられます。

日本語で第2外国語を学び理解するためには、日本語の能力が不可欠です。日本語をまずしっかりと学習し、中・高校での英語のカリキュラムを改善することで、世界に通用する英語力を身につけた国際人を創り上げるための基礎はできるのではないかでしょうか。みなさんはどのようにお考えですか。

< K田 >

会社法の施行に伴う商業登記事務について

第1 設立

1. 設立の手続

(1) 定款の絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項は、目的、商号、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額並びに発起人の氏名又は名称及び住所に限定された(会社法第27条)。

発行可能株式総数、設立時発行株式の数又は会社の公告方法を原始定款で定めていないときは、発行可能株式総数及び設立時発行株式の数については(3)の手続により決定するとされ、会社の公告方法については官報に掲載する方法とするとされた(会社法第939条第4項)。

(2) 最低資本金制度の廃止

資本の額は1,000万円を下ることができないとする最低資本金制度(旧商法(明治32年法律第48号)第168条ノ4参照)は、廃止された。

なお、設立時の資本金の額に関する事項は、発起人の全員の同意により定めなければならず(会社法第32条第1項)、その額は、会社法第445条及び計算規則第74条第1項に定めるところによるが、0円となる場合もあり得る。

(3) 設立時発行株式の数及び発行可能株式総数の決定方法

設立時発行株式の数の定めが定款にないときは、発起人全員の同意により、これを定めなければならないとされた(会社法第32条第1項、第58条第1項、第2項)。

発行可能株式総数の定めが定款にないときは、設立過程における株式の引受状況等を踏まえて、会社の成立の時までに、発起設立にあっては発起人全員の同意により、募集設立にあっては創立総会の決議により、定款を変更してその定めを設けなければならないとされた(会社法第37条第1項、第2項、第98条)。

公開会社における設立時発行株式の数は、旧商法と同様に、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない(会社法第37条第3項)。

なお、設立時発行株式の数の決定方法に関する改正に伴い、出資の履行をしない発起人も、払込みをしない設立時募集株式の引受け人と同様に、設立時発行株式の株主となる権利を失うとされ(会社法第36条第3項、第63条第3項)、発起人及び会社成立時の取締役の引受け・払込担保責任(旧商法第192条第1項、第2項参照)は、廃止された。

(4) 検査役の調査を要しない現物出資財産等の範囲の拡大

ア. 現物出資の目的である財産又は会社成立後に譲り受けることを約した財産(会社法第28条第1号、第2号。以下「現物出資財産等」という。)について定款に記載された価額の総額が500万円を超えない場合には、その資本金の額に対する割合を問わず、検査役の調査を要しないとされた(会社法第33条第10項第1号)。

イ. 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券について定款に記載された価額が当該有価証券の市場価格(定款の認証の日における最終市場価格(当該日に売買取引がない場合等にあっては、その後最初にされた売買取引の成立価格)又は公開買付け等に係る契約における価格のうちいずれか高い額)を超えない場合には、取引所の相場のあるものでなくとも、検査役の調査を要しないとされた(会社法第33条第10項第2号、施行規則第6条)。

市場価格のある有価証券には、証券取引所に上場されているもののほか、店頭登録株式(外国の店頭登録を含む。)、日本証券業協会のグリーンシート銘柄株式等が該当する。

(5) 発起設立の場合における払込金保管証明の義務の廃止

出資に係る金銭の払込みは、旧商法と同様に、発起人が定めた銀行等(以下「払込取扱機関」という。)にしなければならないが、発起設立について、払込取扱機関の払込金保管証明の義務は、廃止された(会社法第34条第2項、第63条第1項、第64条)。

(6) 設立時役員等の選任

設立中の会社における設立時役員等という概念が設けられ、発起設立にあっては発起人の議決権の過半数により、募集設立にあっては創立総会の決議により、1名以上の設立時取締役(取締役会設置会社においては、3名以上の設立時取締役)を選任し、設立しようとする会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社であるときは、それぞれ設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人を選任しなければならないとされた(会社法第38条から第40条まで、第88条)。

また、設立時取締役は、その過半数をもって、設立しようとする会社が、取締役会設置会社(委員会設置会社を除く。)であるときは設立時代表取締役を選定し、委員会設置会社であるときは設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役を定めなければならないとされた(会社法第47条、第48条)。

(7) 創立総会及び種類創立総会

ア. 招集手続の簡素化

(ア) 招集通知の発送期限

創立総会(種類創立総会を含む。以下同じ。)の招集通知は、設立しようとする会社が公開会社でない場合には、会日の1週間(取締役会設置会社でない場合において、これを下回る期間を定款で定めたときは、その期間)前までに発すれば足りるとされた(会社法第68条第1項、第86条)。

(イ) 招集地

創立総会の招集地について、原則として本店の所在地又はこれに隣接する地であることを要する旨の制限(旧商法第180条第3項、第233条参照)は、廃止された。

イ. 創立総会の議事録

創立総会の議事録は、出席した発起人、設立時取締役その他の役員の氏名又は名称等を内容としなければならないとされ(施行規則第16条第3項、第17条)、議長及び出席した取締役の署名又は記名押印の法律上の義務(旧商法第180条第3項、第244条第3項参照)は、廃止された。

ウ. 創立総会の決議の省略の制度の創設

創立総会についても、株主総会と同様に(会社法第319条、旧商法第253条参照)、決議の省略の制度が創設され、発起人が創立総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき設立時株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の創立総会の決議があつたものとみなすとされた(会社法第82条、第86条)。この場合には、決議があつたものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた(施行規則第16条第4項第1号)。

(8) 会社成立前における定款の変更

公証人の認証を受けた定款は、会社の成立前は、次の場合を除き、変更することができないとされた(会社法第30条第2項)。

ア. 裁判所が現物出資財産等についての定款の記載事項を不当と認め、これを変更する決定をした場合(会社法第33条第7項)

イ. アの決定の確定後1週間以内に、発起人の全員の同意により、当該決定により変更された事項についての定めを廃止する場合(会社法第33条第9項)

ウ. (3)により発行可能株式総数の定めを設け、又は変更する場合(会社法第37条第1項、第2項)

エ. 創立総会の決議による場合(会社法第96条)

ただし、発起設立の場合において、変更に係る事項を明らかにし、発起人が署名又は記名押印した書面に公証人の認証を受けたときは、変更後の定款による設立登記の申請を受理して差し支えない(昭和32年8月30日付け法務省民事甲第1661号当職回答参考)。

(9) 設立時取締役及び発起人の権限の見直し

設立中の会社における業務執行の決定は、原則として発起人が行うとされ、定款に別段の定めがない場合には、設立時取締役は、設立時代表取締役又は設立時委員の選定その他会社法に規定のある事項に限り、業務執行の決定を行うとされた。

したがつて、会社の成立前は、定款記載の最小行政区画内における本店の所在場所の決定、支店の所在場所の決定、支配人の選任、株主名簿管理人の決定等は、定款に別段の定めがない限り、発起人の議決権の過半数によることとなる。

2. 設立の登記の手続**(1) 登記期間**

設立の登記は、本店の所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から2週間以内に、支店の所在地においては本店の所在地における設立の登記をした日から2週間以内にしなければならないとされた(会社法第911条第1項、第2項、第930条第1項第1号)。

ア. 発起設立の場合

(ア)設立時取締役等による調査が終了した日(委員会設置会社にあつては、設立時代表執行役が設立時取締役等から調査を終了した旨の通知を受けた日)

(イ)発起人が定めた日

イ. 募集設立の場合

(ア)創立総会の終結の日

(イ)会社法第84条の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

(ウ)会社法第97条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から2週間を経過した日

(エ)会社法第100条第1項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から2週間を経過した日

(オ)会社法第101条第1項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

(2) 登記すべき事項

ア. 本店の所在地において登記すべき事項は、次のとおりとされた(会社法第911条第3項)。

(ア)目的

(イ)商号

(ウ)本店及び支店の所在場所

(エ)存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

(オ)資本金の額

(カ)発行可能株式総数

(キ)発行する株式の内容(種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

(ク)単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数

(ケ)発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

(コ)株券発行会社であるときは、その旨

(サ)株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

(シ)新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項

ア. 新株予約権の数

エ. 新株予約権の目的である株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法

- c. 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
 - d. c 以外の場合には、募集新株予約権の払込金額又はその算定方法
 - e. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - f. 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
 - g. 当該新株予約権を行使することができる期間
 - h. e から g までのほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件
 - i. 取得条項付新株予約権については、一定の事由が生じた日に会社がその新株予約権を取得する旨及びその事由、その取得と引換えに交付する株式の種類及び種類ごとの数又は新株予約権の内容及び数等
- (ス)取締役の氏名
 (セ)代表取締役の氏名及び住所(委員会設置会社である場合を除く。)
 (ソ)取締役会設置会社であるときは、その旨
 (タ)会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び計算書類等の備置き場所
 (チ)監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社を含む。)であるときは、その旨及び監査役の氏名
 (ツ)監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨
 (テ)会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
 (ト)一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
 (ナ)特別取締役による議決の定めがあるときは、その旨、特別取締役の氏名及び取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨
 (ニ)委員会設置会社であるときは、その旨、取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨、各委員会の委員及び執行役の氏名並びに代表執行役の氏名及び住所
 (ヌ)取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
 (ネ)社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
 (ノ) (ネ)の定款の定めが社外取締役に関するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
 (ハ) (ネ)の定款の定めが社外監査役に関するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨
 (ヒ)貸借対照表を電磁的方法により開示するときは、貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの(施行規則第220条第1項第1号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス)
- (フ)公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
 (ヘ)電子公告を公告方法とするときは、次に掲げる事項
- a. 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの(施行規則第220条第1項第2号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス)
 - b. 事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法について定款の定めがあるときは、その定め
- (ホ) (フ)の定款の定めがないときは、官報により掲載する方法を公告方法とする旨
 イ. 支店の所在地において登記すべき事項は、次に掲げる事項(以下「支店登記事項」という。)に限定された(会社法第930条第2項)。
- (ア)商号
 (イ)本店の所在場所
 (ウ)支店(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所
- (3)添付書面
- 本店の所在地における設立の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面及び官庁の許可を要する場合のその許可書(商登法第18条、第19条。本店の所在地における申請については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。)のほか、次の書面を添付しなければならないとされた(商登法第47条第2項)。
- ア. 定款
 - イ. 募集設立の場合には、設立時募集株式の引受けの申込み又は会社法第61条の契約を証する書面
 具体的には、株式申込証、払込取扱機関の作成に係る証明書、設立時募集株式の総数の引受けを証する契約書等がこれに該当する。
 - ウ. 定款に会社法第28条各号に掲げる事項(以下「変態設立事項」という。)についての記載があるときは、次に掲げる書面
- (ア)検査役又は設立時取締役(設立しようとする会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役)の調査報告書を記載した書面及びその附属書類
 これらの書面は、定款に変態設立事項の定めがある場合に限り添付しなければならないとされ、創立総会が検査役を選任した場合におけるその調査報告書(旧商法第184条第3項参照)及び定款に変態設立事項の定めがない場合における設立時取締役等の調査報告書(平成2年12月25日付け法務省民四第5666号当職通達参照)は、添付を要しないとされた。

(イ)会社法第33条第10項第2号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

定款の認証の日における最終市場価格(当該日に売買取引がない場合等にあっては、その後最初にされた売買取引の成立価格)又は公開買付け等に係る契約における価格のうちいずれか高い額(施行規則第6条)を証する必要があり、定款の認証の日の属する月の前月の毎日の最終価格の平均額を証するもの(平成2年12月25日付け法務省民四第5666号当職通達参照)では足りない。

(ウ)会社法第33条第10項第3号に掲げる場合には、弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類

工、検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

オ、会社法第34条第1項の規定による払込みがあつたことを証する書面(募集設立の場合には、払込取扱機関の払込金の保管に関する証明書)

発起設立の場合には、次に掲げる書面をもって、払込みがあつたことを証する書面として取り扱つて差し支えない。

(ア)払込金受入証明書(別紙1)

(イ)設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に次の書面のいづれかを合てしたもの

a、払込取扱機関における口座の預金通帳の写し

b、取引明細表その他の払込取扱機関が作成した書面

募集設立の場合における払込取扱機関の証明書については、従来の様式(昭和46年6月9日付け法務省民四第302号法務省民事局第四課長通知参照)に代えて、別紙2の株式払込金保管証明書をもって、これに該当するものとして取り扱つて差し支えない。

力、株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

キ、設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

ク、設立しようとする会社が委員会設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

ケ、創立総会の議事録

コ、設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役(設立しようとする会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面

サ、コの書面の設立時取締役(設立しようとする会社が取締役会設置会社である場合にあっては、設立時代表取締役又は設立時代表執行役)の印鑑につき市区町村長の作成した証明書(商登規第61条第2項、第3項)

取締役会設置会社以外の会社にあっては改正前の有限会社と同様に(旧商登規第93条)、取締役会設置会社にあっては改正前の株式会社と同様に(旧商登規第80条第2項)、就任承諾書の印鑑に係る印鑑証明書を添付しなければならないとされた。

シ、設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

(ア)就任を承諾したことを証する書面

(イ)これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

当該法人が登記された登記所に登記の申請をする場合において、当該法人の登記簿からその代表者の資格を確認することができるときは、添付を要しないものとする(登記事項証明書が添付書面となる場合については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。)

(ウ)これらの者が法人でないときは、会社法第333条第1項又は第337条第1項に規定する資格者であることを証する書面

公認会計士にあっては別紙3-1又は3-2の証明書をもって、税理士にあっては別紙4の証明書をもって、資格者であることを証する書面として取り扱つて差し支えない。

ス、特別取締役による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面。具体的には、定款、発起人の同意書等が特別取締役の選定を証する書面に該当する。

セ、登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、その同意又は一致があつたことを証する書面(商登法第47条第3項)

(ア)次に掲げる場合等には、発起人全員の同意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

a、発起人がその割当てを受ける設立時発行株式の数その他の設立時発行株式に関する事項を定めた場合(会社法第32条)

b、発起人が発行可能株式総数を定め、又は変更した場合(会社法第37条)

c、募集設立の場合において、発起人が設立時募集株式の数その他の設立時募集株式に関する事項を定めたとき(会社法第58条第1項)

(イ)次に掲げる場合等には、発起人の過半数の一一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

a、発起設立の場合において、発起人が設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人を選任したとき(会社法第40条第1項)

b、発起人が設立時の本店又は支店の所在場所、株主名簿管理人等を定めた場合(1の(9)参照)

ソ、資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従つて計上されたことを証する書面(商登規第61条第5項)

具体的には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る証明書(計算規則第74条第1項第1号イからハまで及び第2号の額又はその概算額を示す等の方法により、資本金の額が会社法及び計算規則に従つて計上されたことを確認することができるもの)等がこれに該当する。

タ、創立総会の決議があつたものとみなされる場合(1の(7)のウ参照)には、当該場合に該当することを証する書面(商登法第47条第4項)

この場合にも、創立総会の議事録を作成するとされた(施行規則第16条第4項第1号)ため、当該議事録をもつて当

該場合に該当することを証する書面として取り扱って差し支えない。

なお、支店の所在地における設立の登記の申請書には、本店の所在地において登記を証する書面を添付すれば足りる(商登法第48条第1項)。

(4) 登録免許税額

設立の登記の登録免許税額は、改正前と同様に、申請1件につき、本店の所在地においては資本金の額の1000分の7(これによって計算した税額が15万円に満たないときは、15万円)、支店の所在地においては9,000円である(登税法別表第一第19号(一)イ、(二)イ)。

第2 機関

1. 機関設計の柔軟化

(1) 株式会社の機関

株式会社制度と有限会社制度の統合に伴い、株式会社には、株主総会のほか、1人以上の取締役を置けば足りるとされた(会社法第326条第1項)。

また、株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができるときとされ(会社法第326条第2項)、公開会社、大会社等について一定の機関の設置義務等がある場合(会社法第327条、第328条)を除き、機関の設置における定款自治の範囲が拡大した。

(2) 機関設計の在り方

ア. 公開会社及び大会社

公開会社とは、その発行する全部の株式の内容として譲渡制限に関する定款の定めを設けている会社以外の会社をいう(会社法第2条第5号参照)。

大会社とは、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であり、又は最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社をいう(会社法第2条第6号)。したがつて、特例法と異なり、事業年度の途中で新たに大会社に該当し、又は該当しなくなることはない。

なお、大会社以外の会社について、会社の規模に着目した小会社に関する特例(特例法第3章参照)は、設けられていない。

イ. 機関設計の在り方と登記

株式会社は、公開会社又は大会社に該当するか否かの区分に応じ、株主総会以外の機関として、次の機関設計のいずれかを採用することができる(会社法第327条、第328条参照)。また、(ア)のdを除き、いずれにあっても、定款の定めにより会計参与を置くことができる。

なお、株主総会及び取締役以外の機関の設置状況(取締役会設置会社等)は、登記すべき事項である(第1の2の(2)のア参照)。

(ア)公開会社でない大会社以外の会社

- a. 取締役
- b. 取締役+監査役(監査の範囲を会計に関するものに限定することもできる。)
- c. 取締役+監査役+会計監査人
- d. 取締役会+会計参与
- e. 取締役会+監査役(監査の範囲を会計に関するものに限定することもできる。)
- f. 取締役会+監査役+監査役会
- g. 取締役会+監査役+会計監査人
- h. 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- i. 取締役会+委員会+会計監査人

(イ)公開会社である大会社以外の会社

- a. 取締役会+監査役
- b. 取締役会+監査役+監査役会
- c. 取締役会+監査役+会計監査人
- d. 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- e. 取締役会+委員会+会計監査人

(ウ)公開会社でない大会社

- a. 取締役+監査役+会計監査人
- b. 取締役会+監査役+会計監査人
- c. 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- b. 取締役会+委員会+会計監査人

(エ)公開会社である大会社

- a. 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- b. 取締役会+委員会+会計監査人

2. 株主総会及び種類株主総会

(1) 株主総会の権限

株主総会は、改正前の有限会社の社員総会と同様に、会社に関する一切の事項について決議をすることができるが、取締役会設置会社においては、改正前の株式会社の株主総会と同様に、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、

決議をすると共にできるとされた(会社法第295条)。

(2) 招集手続の簡素化

ア. 招集通知の発送期限

公開会社でない会社における株主総会(種類株主総会を含む。以下(2)、(4)及び(5)において同じ。)の招集通知は、書面による議決権の行使を認める場合を除き、会日の1週間(取締役会設置会社でない場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに発すれば足りるとされた(会社法第299条第1項、第325条)。

イ. 招集地

株主総会の招集地について、原則として本店の所在地又はこれに隣接する地であることを要する旨の制限(旧商法第233条参照)は、廃止された。

(3) 決議要件

ア. 特殊決議

発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける場合等における株主総会の特殊決議の決議要件について、総株主の過半数という頭数要件が緩和され、議決権を行使することができる株主の半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上であって、当該株主の議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもつてするとされた(会社法第309条第3項)。

イ. 株主ごとの異なる取扱いに係る決議

公開会社でない会社における株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定め(会社法第109条第2項)に係る定款の変更を行う株主総会の決議は、改正前の有限会社と同様に、総株主の半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上であって、総株主の議決権の4分の3(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもつてするとされた(会社法第309条第4項)。

(4) 株主総会の議事録

株主総会の議事録は、出席した取締役その他の役員の氏名又は名称等を内容としなければならないとされ(施行規則第72条第3項)、議長及び出席した取締役の署名又は記名押印の法律上の義務(旧商法第244条第3項参照)は、廃止された。

ただし、株主総会の決議によって代表取締役(各自代表の取締役を含む。)を定めた場合(会社法第349条第1項本文、第3項)における当該株主総会の議事録については、3の(2)のアの(イ)のcのとおり、議長及び出席した取締役の記名押印を要する場合がある。

(5) 株主総会の決議を省略した場合の議事録の作成

株主総会の決議があつたものとみなされる場合(会社法第319条第1項、第325条)についても、決議があつたものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた(施行規則第72条第4項第1号、第95条)。

この場合には、当該議事録をもつて、登記の申請書に添付すべき当該場合に該当することを証する書面(商登法第46条第3項)として取り扱つて差し支えない。

(6) 種類株主総会

ア. 決議事項

種類株主総会の権限が明確化され、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるとされた(会社法第321条)。

会社法の規定により種類株主総会の決議を要するのは、次の場合である。

(ア)会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき(会社法第322条)

(イ)ある種類の株式の内容として、株主総会等において決議すべき事項について、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合(会社法第323条)

(ウ)種類株主総会において取締役又は監査役を選任する旨の定めがある場合(会社法第347条)

(エ)ある種類の株式の内容として譲渡制限株式に係る事項の定めを設定する定款の変更をする場合(会社法第111条第2項)

(オ)ある種類の株式の内容として全部取得条項付種類株式に係る事項の定めを設定する定款の変更をする場合(会社法第111条第2項)

(カ)譲渡制限株式を募集し、又は譲渡制限株式を目的とする新株予約権の募集をする場合(会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項)

(キ)吸収合併消滅株式会社、新設合併消滅株式会社、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社において、その株主(譲渡制限株式の株主を除く。)に交付される合併対価等が譲渡制限株式等である場合(会社法第783条第3項、第804条第3項)

(ク)吸収合併存続株式会社、吸収分割承継株式会社又は株式交換完全親株式会社において、合併対価等として当該会社の譲渡制限株式を交付する場合(会社法第795条第4項)

イ. 決議要件

種類株主総会の決議要件は、次のとおりとされた(会社法第324条)。

(ア)アの(イ)又は(ウ)(監査役の解任を除く。)の場合 普通決議

(イ)アの(ア)、(ウ)(監査役の解任に限る。)、(オ)、(カ)又は(ク)の場合 特別決議

(ウ)アの(エ)又は(キ)の場合 特殊決議

3. 取締役及び代表取締役

(1) 取締役及び代表取締役に関する改正

ア. 会社の代表及び業務執行

(ア)会社の代表

取締役は、原則として、各自会社を代表するが、他に代表取締役その他の会社を代表する者を定めた場合には、その他の取締役は代表権を有しないとされた(会社法第349条第1項)。

なお、会社法では、各自代表の場合を含め、会社を代表する取締役を代表取締役というとされた(会社法第47条第1項)。

(イ)会社の業務執行

a. 取締役会設置会社以外の会社

取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、会社の業務を執行するとされた(会社法第348条第1項)。

取締役が2人以上ある場合には、会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定するとされ、取締役は、支配人の選任その他の会社法第348条第3項各号に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができないとされた(同条第2項、第3項)。

b. 取締役会設置会社

代表取締役及び会社の業務を執行する取締役として選定された取締役は、会社の業務を執行するとされた(会社法第363条第1項)。

会社の業務執行は、取締役会において決定するとされ、取締役会は、支配人の選任その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないとされた(会社法第362条第2項第1号、第4項)。

イ. 選任

(ア)取締役の選任

取締役は、株主総会又は種類株主総会の決議によって選任される(会社法第329条第1項、第347条第1項)。

(イ)代表取締役の選任

取締役会設置会社以外の会社にあっては、取締役の中から代表取締役を定めないとときは、各取締役が代表取締役となる(会社法第349条第1項本文)が、会社は、次の方法のいずれかにより、取締役の中から代表取締役を定めることができるとされた(同条第3項)。

a. 定款

b. 定款の定めに基づく取締役の互選

c. 株主総会の決議

取締役会設置会社にあっては、会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない(会社法第362条第3項)。

(ウ)補欠者の予選

(ア)の決議をする場合には、役員が欠けた場合又は会社法若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の取締役を選任することができ、当該決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとされた(会社法第329条第2項、施行規則第96条第3項)。したがって、役員の補欠者をあらかじめ選任する旨の定款の定め(平成15年4月9日付け法務省民商第1078号法務省民事局商事課長回答参照)がなくても、補欠の取締役を選任することができる。

ウ. 任期

(ア)任期の上限

取締役の任期は、就任日ではなく選任日を起算点とし、委員会設置会社を除き、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされた(会社法第332条第1項)。定款又は株主総会の決議によって、これを短縮することはできる。補欠の取締役の任期についても、就任日ではなく、選任日が起算点となる。

公開会社でない会社(委員会設置会社を除く。)は、定款によって、任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで伸長することができるとされた(会社法第332条第2項)。

なお、会社成立後最初の取締役の任期、ある種類の株主総会において選任された取締役の任期及び吸収合併存続会社等の取締役で合併前に就職したものとの任期についての規律(旧商法第256条第2項、第3項、第257条ノ6、第361条、第374条ノ27、第414条ノ3参照)は、廃止された。

(イ)任期の満了事由の創設

次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた(会社法第332条第4項)。

a. 委員会を置く旨の定款の変更

b. 委員会を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更

c. 発行する株式の全部の内容として譲渡制限の定めを廃止する定款の変更(委員会設置会社がするものを除く。)

(ウ)任期に係る定款の変更

定款を変更して取締役の任期を短縮した場合には、現任の取締役の任期も短縮され、定款の変更時において既に変更後の任期が満了しているときは、当該取締役は退任することとなる(昭和35年8月16日付け法務省民事第四146号法務省民事局第四課長心得回答参照)。

また、定款を変更して取締役の任期を伸長した場合には、現任の取締役の任期も、特別の事情がない限り伸長される(昭和30年9月12日付け法務省民事甲第1886号当職回答参照)。

エ. 解任

累積投票によって選任された取締役以外の取締役を解任する株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、特別決議ではなく、普通決議で足りるとされた(会社法第341条、第309条第2項第7号)。

(2) 取締役及び代表取締役に関する登記の手続

取締役会設置会社以外の会社における取締役及び代表取締役の登記の手続は、次のとおりとされた(取締役会設置会社については、4の(2)のア参照)。

ア. 取締役及び代表取締役の就任による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役の氏名、代表取締役の氏名及び住所並びに就任年月日である。

取締役が各自会社を代表するときは、各取締役につき、取締役及び代表取締役の就任による変更の登記を要する。

(イ) 添付書面

添付書面は、次のとおりであり、改正前の有限会社の取締役及び代表取締役の就任による変更の登記と同様である。

a. 取締役を選任した株主総会又は種類株主総会の議事録(商登法第46条)

b. 取締役の中から代表取締役を定めたときは、次に掲げる書面のいずれか

(a) 定款によって代表取締役を定めたときは、定款又はその変更に係る株主総会の議事録(商登規第61条第1項、商登法第46条)

(b) 定款の定めに基づく取締役の互選によって代表取締役を定めたときは、定款及びその互選を証する書面(商登規第61条第1項、商登法第46条)

(c) 株主総会の決議によって代表取締役を定めたときは、株主総会の議事録(商登法第46条)

c. 代表取締役の選任を証する書面に係る印鑑証明書(商登規第61条第4項第1号、第2号)

次に掲げる印鑑につき、当該印鑑と変更前の代表取締役が登記所に提出している印鑑とが同一である場合を除き、市区町村長の作成した証明書を添付しなければならないとされた。

(a) 取締役が各自会社を代表するときは、議長及び出席した取締役がaの議事録に押印した印鑑

(b) 定款の定めに基づく取締役の互選によって取締役の中から代表取締役を定めたときは、取締役がbの(b)の互選を証する書面に押印した印鑑

(c) 株主総会の決議によって取締役の中から代表取締役を定めたときは、議長及び出席した取締役がbの(c)の議事録に押印した印鑑

d. 取締役及び代表取締役が就任を承諾したことを証する書面(商登法第54条第1項)

e. 取締役の就任承諾書に係る印鑑証明書(商登規第61条第2項)

取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき、再任の場合を除き、市区町村長の作成した証明書を添付しなければならないとされた。なお、取締役の中から代表取締役を定めた場合における当該代表取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑については、別途印鑑証明書の添付を要しない。

イ. 取締役及び代表取締役の退任による変更の登記

定款により任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長した会社において、取締役の任期満了による退任の登記の申請書に添付すべき退任の事実を証する書面(商登法第54条第4項)としては、具体的には、役員の改選の際の定時株主総会の議事録(任期満了の旨の記載があるもの)、定款(任期の記載があるもの)等がこれに該当する(昭和53年9月18日付け法務省民四第5003号法務省民事局第四課長回答参照)。

4. 取締役会

(1) 取締役会に関する改正

ア. 機関設計の在り方

公開会社、監査役会設置会社又は委員会設置会社は、取締役会を置かなければならず、取締役会設置会社(委員会設置会社を除く。)は、公開会社でない会計参与設置会社である場合を除き、監査役を置かなければならないとされた(会社法第327条第1項、第2項、1参照)。

イ. 取締役会の議事録

取締役会の議事録は、出席した会計参与その他の役員の氏名又は名称等を内容とすることを要するとされ(施行規則第101条第3項)、出席した取締役及び監査役(監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合を含む。)は、これに署名し、又は記名押印しなければならないとされた(会社法第369条第3項)。

ウ. 取締役会の決議の省略の制度の創設

取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役設置会社にあっては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができるとされた(会社法第370条)。取締役会の決議があつたものとみなされる場合には、決議があつたものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた(施行規則第101条第4項第1号)。

この場合には、登記の申請書に定款及び当該場合に該当することを証する書面を示付しなければならない(商登規第61条第1項、商登法第46条第3項)が、当該議事録をもって、当該場合に該当することを証する書面として取り扱て差し支えない。

(2) 取締役会に関する登記の手続

ア. 取締役会設置会社における取締役及び代表取締役の登記

取締役会設置会社における取締役及び代表取締役の就任による変更の登記の登記すべき事項及び添付書面は、改正前の株式会社と同様であり、その退任による変更の登記の手続において留意すべき事項は、3の(2)のイと同様である。

イ. 取締役会設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア)登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役会設置会社の定めを設定した旨及び変更年月日である。

なお、取締役会設置会社の定めの設定に伴い、新たに取締役の中から代表取締役を選定し、又はその余の取締役が会社を代表しないこととなった場合には、代表取締役の変更の登記を併せてしなければならない。

(イ)添付書面

登記の申請書には、取締役会設置会社の定めの設定の決議をした株主総会の議事録((ア)のお書きの場合にあっては、当該変更に係る添付書面を含む。)を添付しなければならない(商登法第46条、第54条第1項、第4項)。

(ウ)登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円((ア)のお書きの場合にあっては、更に、取締役の変更に係る登録免許税額を加算した額)である(登税法別表第一第19号(一)ワ、力)。

ウ. 取締役会設置会社の定めの廃止による変更の登記

(ア)登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役会設置会社の定めを廃止した旨及び変更年月日である。

なお、取締役会設置会社の定めの廃止に伴い、新たに代表取締役以外の取締役が会社を代表することとなり、又は代表取締役が辞任等により会社を代表しないこととなった場合には、代表取締役の変更の登記を併せてしなければならない。

(イ)添付書面

登記の申請書には、取締役会設置会社の定めの廃止の決議をした株主総会の議事録((ア)のお書きの場合にあっては、当該変更に係る添付書面を含む。)を添付しなければならない(商登法第46条、第54条第1項、第4項)。

(ウ)登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円((ア)のお書きの場合にあっては、更に、取締役の変更に係る登録免許税額を加算した額)である(登税法別表第一第19号(一)ワ、力)。

5. 特別取締役による議決の定め

(1) 特別取締役による議決の定めの制度の創設

特例法上の大会社又はみなし大会社の機関である重要財産委員会の制度が廃止され、これに代わるものとして、取締役会の決議要件の特則として、特別取締役による議決の定めの制度が創設された(会社法第373条)。

取締役会設置会社(委員会設置会社を除く。)において、取締役の数が6人以上であり、かつ、取締役のうち1人以上が社外取締役である場合には、取締役会は、特別取締役による議決の定めを設けることができ、その場合には、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財についての取締役会の決議は、あらかじめ選定した3人以上の特別取締役のうち、議決に加わることができるものの過半数(これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行うことができるとされた(会社法第373条第1項)。

(2) 特別取締役による議決の定めに関する登記の手続

ア. 特別取締役による議決の定めの設定による変更の登記

(ア)登記すべき事項

登記すべき事項は、①特別取締役による議決の定めを設けた旨、②特別取締役の氏名、③取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨及び④変更年月日である(会社法第911条第3項第21号)。

③の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

③についての申請書への記載は、既登記の取締役について社外取締役の登記をするときは、「取締役何某は社外取締役である。」等の振り合いにより、社外取締役である取締役の就任の登記と共にすることは、「取締役(社外取締役)何某は平成何年何月何日就任」等の振り合いによるものとする(平成14年4月25日付け法務省民商第1067号当職通達参照)。

なお、社外取締役である旨が登記すべき事項となるのは、会社法第911条第3項第21号、第22号及び第25号の場合に限られるとされた。

(イ)添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 特別取締役による議決の定めの設定を決議し、特別取締役を選定した取締役会の議事録(商登法第46条)
- 特別取締役が就任を承諾したことを証する書面(商登法第54条第1項)

(ウ)登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)力、ネ)。

イ. 特別取締役の変更の登記

特別取締役の登記事項について変更が生じた場合の添付書面等については、特例法における重要財産委員の変更の場合(平成14年12月27日付け法務省民商第3229号当職通達参照)と同様である。

ウ. 社外取締役の変更の登記

社外取締役が辞任等により取締役でなくなった場合及び社外取締役が社外取締役の要件に該当しなくなった場合の登記すべき事項、添付書面等については、平成14年4月25日付け法務省民商第1067号当職通達と同様である。

エ. 特別取締役による議決の定めの廃止による変更の登記

(ア)登記すべき事項

登記すべき事項は、特別取締役による議決の定めを廃止した旨、特別取締役が退任した旨、特別取締役による議決

の定めの廃止により社外取締役の登記を抹消する旨及び変更年月日である。ただし、当該会社示委員会設置会社となる旨の登記をしたとき(会社法第911条第3項第22号イ)又は社外取締役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めの登記があるとき(同項第25号)は、社外取締役の登記の抹消を要しない。

なお、登記官示特別取締役に関する登記を職権で抹消する取扱い(旧商登規第82条参照)は、しないとされた。

(イ)添付書面

登記の申請書には、特別取締役による議決の定めの廃止を決議した取締役会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条、第54条第4項)。

(ウ)登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)カ、ネ)。

6. 会計参与

(1) 会計参与の制度の創設

ア. 会計参与

取締役と共同して計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を作成する会社の機関として、会計参与の制度が創設された(会社法第374条以下)。

会社は、機関設計の在り方にかかわらず、定款の定めによって会計参与を置くことができる(1参照)。

会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならず(会社法第333条第1項)、取締役と共同して計算書類等を作成するほか、会計参与報告を作成し、計算書類等の承認をする取締役会に出席して意見を述べ、その事務所(会計参与設置会社の本店又は支店と異なる場所に限る)に計算書類等を備え置き、株主及び債権者の閲覧請求又は臘抄本の交付請求に応ずる義務等を負うとされた(会社法第374条、第376条、第378条、施行規則第103条)。

イ. 選任

会計参与は、株主総会の決議により選任される(会社法第329条第1項)。

役員が欠けた場合等に備えて補欠の会計参与を選任することは、取締役についてと同様である(会社法第329条第2項)。

ウ. 任期

会計参与の任期の上限、任期の満了事由等は、取締役と同様である(会社法第334条第1項)。

ただし、会計参与設置会社が会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた(会社法第334条第2項)。

エ. その他

株主総会の決議による会計参与の解任及びその決議要件、会計参与が欠けた場合等において任期の満了又は辞任により退任した会計参与がなお会計参与としての権利義務を有すること等については、取締役についてと同様である(会社法第339条、第341条、第346条)。

(2) 会計参与に関する登記の手続

ア. 会計参与設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア)登記すべき事項

登記すべき事項は、会計参与設置会社の定めを設定した旨、会計参与の氏名又は名称、計算書類等の備置き場所及び変更年月日である。

なお、計算書類等の備置き場所は、会計参与の事務所の場所の中から定めなければならないとされた(施行規則第103条第2項)ため、会計参与が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書における事務所の記載と一致していかなければならない。

(イ)添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(商登法第54条第2項)。

a. 会計参与設置会社の定めの設定を決議し、会計参与を選任した株主総会の議事録(商登法第46条)

b. 会計参与が就任を承諾したことを証する書面

c. 会計参与示法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

d. 会計参与示法人でないときは、公認会計士又は税理士であることを証する書面

公認会計士にあっては別紙3-1の証明書をもって、税理士にあっては別紙4の証明書をもって、資格者であることを証する書面として取り扱つて差し支えない。

(ウ)登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)カ、ネ)。

イ. 会計参与の変更の登記

(ア)会計参与の就任による変更の登記

a. 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計参与の氏名又は名称、計算書類等の備置き場所及び変更年月日である。

b. 添付書面

会計参与設置会社の定めの設定の決議に係る部分を除き、アの(イ)と同様である。

c. 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円(資本金の額が1億円以下の会社については、1万円)である(登税法別表第一第19号(一)カ、ネ)。

- 一第19号(一)力)。
- (イ)法人である会計参与の名称の変更の登記
- 登記すべき事項
登記すべき事項は、会計参与の名称変更の旨及び変更年月日である。
 - 添付書面
登記の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない(商登法第54条第3項)。
 - 登録免許税額
登録免許税額は、(ア)と同様である。
- (ウ)計算書類等の備置き場所の変更の登記
- 登記すべき事項
登記すべき事項は、計算書類等の備置き場所の変更の旨及び変更年月日である。
 - 添付書面
計算書類等の備置き場所の変更を証する書面の添付は、要しない。
 - 登録免許税額
登録免許税額は、(ア)と同様である。
- (エ)会計参与の退任による変更の登記
会計参与の退任による変更の登記は、取締役についてと同様である。
- ウ.会計参与設置会社の定めの廃止による変更の登記
- (ア)登記すべき事項
登記すべき事項は、会計参与設置会社の定めを廃止した旨、会計参与が退任した旨及び変更年月日である。
- (イ)添付書面
登記の申請書には、会計参与設置会社の定めの廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条、第54条第4項)。
- (ウ)登録免許税額
登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)力、ネ)。

7. 監査役

(1) 監査役に関する改正

ア. 機関設計の在り方及び監査役の権限

取締役会設置会社(公開会社でない会計参与設置会社である場合を除く。)又は会計監査人設置会社は、委員会設置会社を除き、監査役を置かなければならぬとされた(会社法第327条第2項、第3項、1参照)。

小会社の監査役の権限に関する特例が廃止され、監査役は、原則として、取締役(会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与)の職務の執行を監査するが、公開会社でない株式会社(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができるとされた(会社法第381条、第389条)。

監査役を置く会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。)又は会社法の規定により監査役を置かなければならぬ会社を監査役設置会社という(会社法第2条第9号)。ただし、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの有無にかかわらず、監査役を置く会社について、監査役設置会社である旨の登記をするとされた(会社法第911条第3項第17号)。

イ. 選任

監査役の補欠者の予選については、取締役についてと同様とされた(会社法第329条第2項)。

ウ. 任期

(ア)任期の上限等

監査役の任期は、就任日ではなく選任日を起算点とし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされた(会社法第336条第1項)。補欠の監査役の任期についても、就任日ではなく、選任日が起算点となる。

監査役の任期は、取締役と異なり、定款又は株主総会の決議によって短縮することができないが、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠者の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることはできる(会社法第336条第3項)。

なお、公開会社でない会社において伸長することができる任期の上限に関する規律の創設(会社法第336条第2項)並びに会社成立後最初の監査役の任期、ある種類の株主総会において選任された監査役の任期及び吸収合併存続会社等の監査役で合併前に就職したものとの任期に関する規律(旧商法第273条第2項、第280条、第257条ノ6、第361条、第374条ノ27、第414条ノ3参照)の廃止については、取締役についてと同様である。

(イ)任期の満了事由の創設

次に掲げる定款の変更をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた(会社法第336条第4項)。

- 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
- 委員会を置く旨の定款の変更
- 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更
- 発行する株式の全部の内容として譲渡制限の定めを廃止する定款の変更

工. 解任

監査役を解任する株主総会の決議は、取締役についてと異なり、旧商法と同様の特別決議を要する(会社法第309条第2項第7号)。

(2) 監査役に関する登記の手続

ア. 監査役設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監査役設置会社の定めを設定した旨、監査役の氏名及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

a. 監査役設置会社の定めの設定を決議し、監査役を選任した株主総会の議事録(商登法第46条)

b. 監査役が就任を承諾したことを証する書面(商登法第54条第1項)

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)力、ネ)。

イ. 監査役設置会社の定めの廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監査役設置会社の定めを廃止した旨、監査役が退任した旨及び変更年月日とする。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、監査役設置会社の定めの廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条、第54条第4項)。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)力、ネ)。

8. 監査役会

(1) 監査役会に関する改正

特例法上の大会社又はみなし大会社以外の会社でも、監査役会を置くことができるが、大会社(公開会社でないもの及び委員会設置会社を除く。)は、監査役会を置かなければならないとされた(会社法第328条第1項、1参照)。

監査役会設置会社においては、特例法と同様に、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない(会社法第335条第3項)。

(2) 監査役会設置会社に関する登記の手続

ア. 監査役会設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①監査役会設置会社の定めを設定した旨、②監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨及び③変更年月日である(会社法第911条第3項第18号)。

②の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

②についての申請書への記載は、特別取締役による議決の定めを設けた場合における社外取締役である旨の登記についてと同様である(5の(2)のアの(ア)参照)。

なお、社外監査役である旨は、会社法第911条第3項第18号及び第26号の場合に、新たに登記すべき事項とされた。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、監査役会設置会社の定めの設定を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条)。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については4万円、(ア)の2の登記を要しない会社については3万円)である(登税法別表第一第19号(一)ワ、力)。

イ. 監査役会設置会社の定めの廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監査役会設置会社の定めを廃止した旨、監査役会設置会社の定めの廃止により社外監査役の登記を抹消する旨及び変更年月日である。ただし、社外監査役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めの登記があるとき(会社法第911条第3項第26号)は、社外監査役の登記の抹消を要しない。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、監査役会設置会社の定めの廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条)。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については4万円、社外監査役の登記の抹消を要しない会社については3万円)である(登税法別表第一第19号(一)ワ、力)。

9. 会計監査人

(1) 会計監査人に関する改正

ア. 機関設計の在り方

特例法上の大会社又はみなし大会社以外の会社でも、会計監査人を置くことができるが、大会社及び委員会設置会

社は、会計監査人を置かなければならないとされた(会社法第327条第5項、第328条、1参照)。

会計監査人は、特例法と同様に、公認会計士又は監査法人でなければならず、会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査し、監査報告を作成する(会社法第337条第1項、第396条)。

イ. 選任

会計監査人は、株主総会の決議により選任される(会社法第329条第1項)。

会計監査人は、任期満了の際の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる(会社法338条第2項)。

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合について、裁判所に対する選任申立ての制度ではなく、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役(監査役会設置会社にあっては監査役会、委員会設置会社にあっては監査委員会)は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければないとされた(会社法第346条第4項、第6項、第7項)。

ウ. 任期

会計監査人の任期は、就任日ではなく選任日を起算点とし、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされた(会社法第338条第1項)。

ただし、会計監査人設置会社が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた(会社法第338条第3項)。

エ. 解任

会計監査人は、いつでも、株主総会の普通決議によって解任することができる(会社法第339条第1項)。

また、監査役(監査役会設置会社にあっては監査役会、委員会設置会社にあっては監査委員会)は、会計監査人が職務上の義務に違反した場合等には、その全員の同意によって会計監査人を解任することができる(会社法第340条)。

(2) 会計監査人に関する登記の手続

ア. 会計監査人設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人設置会社の定めを設定した旨、会計監査人の氏名又は名称及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(商登法第54条第2項)。

a. 会計監査人設置会社の定めの設定を決議し、会計監査人を選任した株主総会の議事録(商登法第46条)

b. 会計監査人が就任を承諾したことを証する書面

c. 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

d. 会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面(別紙3-2参照)

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)カ、ネ)。

イ. 会計監査人の変更の登記

(ア) 会計監査人の就任による変更の登記

a. 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人の氏名又は名称及び変更年月日である。

b. 添付書面

会計監査人設置会社の定めの設定の決議に係る部分を除き、アの(イ)と同様である。

一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の添付書面(商登法第55条第1項)も同様であるが、その場合の選任に関する書面(同項第1号)には、監査役の選任書等がこれに該当する。

なお、任期満了の際の定時株主総会において別段の決議がされなかつたことにより、会計監査人が再任されたものとみなされる場合(会社法第338条第2項)の重任の登記の申請書には、商登法第54条第2項第2号及び第3号の書面並びに当該定時株主総会の議事録(同項第4項)を添付すれば足り、会計監査人が就任を承諾したことを証する書面の添付は要しない。

c. 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円(資本金の額が1億円以下の会社については、1万円)である(登税法別表第一第19号(一)カ)。

(イ) 法人である会計監査人の名称の変更の登記

法人である会計監査人の名称の変更の登記については、法人である会計参与についてと同様である(6の(2)のイの(イ)参照)。

(ウ) 会計監査人の退任による変更の登記

会計監査人の退任による変更の登記については、取締役その他の役員についてと同様である(商登法第54条第4項)。

ウ. 会計監査人設置会社の定めの廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人設置会社の定めを廃止した旨、会計監査人が退任した旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、会計監査人設置会社の定めの廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条、第54条第4項)。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第

—第19号(一)力、ネ)。

10. 委員会及び執行役

(1) 委員会及び執行役に関する改正

ア. 機関設計の在り方

特例法上の大会社又はみなし大会社以外の会社でも、委員会を置くことができるとされた(会社法第326条第2項、1参照)。

委員会設置会社には、特例法の委員会等設置会社と同様に、取締役会及び会計監査人を置かなければならない(会社法第327条第1項、第5項)。

イ. その他

委員会設置会社に関する規律は、原則として特例法の委員会等設置会社と同様であるが、次のような改正が行われた。

(ア) 委員会設置会社における取締役

委員会設置会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人を兼ねることができないとされた(会社法第331条第3項)。

(イ) 委員会設置会社の定めの設定又は廃止に伴う役員等の任期の満了

a. 委員会設置会社の定めを設定した場合には、従前の取締役、会計参与及び監査役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた(会社法第332条第4項、第334条第1項、第336条第4項)。

b. 委員会設置会社の定めを廃止した場合には、取締役(委員を含む)、会計参与及び執行役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた(会社法第332条第4項、第334条第1項、第402条第8項)。

(2) 委員会及び執行役に関する登記の手続

委員会及び執行役に関する登記の手続は、大会社又はみなし大会社に関する部分を除き、原則として特例法の委員会等設置会社についてと同様である(平成14年12月27日付け法務省民商第3239号当職通達参照)が、次のような改正が行われた。

ア. 委員会設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記期間

委員会を置く旨の定款の定めを設けたときは、2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない(会社法第915条第1項)。

委員会設置会社に関する規律が定款変更後最初に招集される定時総会の終結の時から適用される旨の取扱い(特例法第21条の38参照)は、廃止された。

(イ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①特例法の委員会等設置会社と同様の事項(代表執行役に関する共同代表の定めを除く)、②従前の取締役等が退任した旨、③取締役等が就任又は重任した旨、④取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨及び⑤変更年月日である((1)のイの(イ)参照)。

④の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

④についての申請書への記載は、特別取締役による議決の定めを設けた場合における社外取締役である旨の登記についてと同様である(5の(2)のアの(ア)参照)。

なお、登記官が代表取締役、監査役及び特別取締役に関する登記を職権で抹消する取扱い(旧商登規第83条第1項参照)は、しないとされた。

(ウ) 添付書面

大会社又はみなし大会社に関する書面を除き、特例法の委員会等設置会社についてと同様である。

(エ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)ワ、力)。

イ. 委員等の変更

委員、執行役又は代表執行役の変更の登記については、特例法の委員会等設置会社についてと同様であるが、登録免許税額は、申請1件につき3万円(資本金の額が1億円以下の会社については、1万円)とされた(登税法別表第一第19号(一)カ)。

ウ. 委員会設置会社の定めの廃止による変更の登記

(ア) 登記期間

委員会設置会社の定めを廃止したときは、2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない(会社法第915条第1項)。

委員会設置会社に関する規律が、資本の額が1億円以下になった時後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで適用される旨等の取扱い(特例法第21条の37参照)は、廃止された。

(イ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、委員会設置会社の定めを廃止した旨、取締役(委員を含む)、会計参与及び執行役が退任した旨、取締役等が就任又は重任した旨、委員会設置会社の定めの廃止により社外取締役の登記を抹消する旨並びに変更年月日である((1)のイの(イ)参照)。ただし、当該会社示特別取締役による議決の定めの設定の登記をしたとき(会社法第911条第3項第21号ハ)又は社外取締役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めの登記があるとき(同項第25号)は、社外取締役の登記の抹消を要しない。

なお、登記官が委員及び執行役に関する登記を職権で抹消する取扱い(旧商登規第83条第2項参照)は、しないとされた。

(ウ)添付書面

登記の申請書には、委員会設置会社の定めの廃止を決議し、取締役等を選任した株主総会の議事録のほか、定款の変更後の機関設計に応じて必要となる添付書面(代表取締役の選定に係る取締役会議事録、就任承諾書等)を添付しなければならない(商登法第46条等)。

(エ)登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)ワ、カ)。

11. 役員等の損害賠償責任

(1) 役員等の損害賠償責任の免除又は制限に関する改正

取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下11において「役員等」という。)の会社に対する任務俗念責任について、次の方法により免除し、又は制限することができるとされ、ウ及びエの定款の定めが登記すべき事項とされた(会社法第911条第3項第23号、第24号)。

ア. 総株主の同意による免除(会社法第424条)

イ. 株主総会の決議による一部免除(会社法第425条)

ウ. 定款の定めに基づく取締役等による一部免除

監査役設置会社(取締役が2人以上ある場合に限る。)又は委員会設置会社は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一定の最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができるとされた(会社法第426条第1項)。

エ. 定款の定めに基づく社外取締役等の責任の制限

会社は、社外取締役だけではなく、会計参与、社外監査役又は会計監査人の責任についても、これらの者(以下「社外取締役等」という。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができるとされた(会社法第427条第1項)。

(2) 役員等の責任の免除に関する規定の登記の手続

役員等の責任の免除に関する規定の登記の手続は、旧商法又は特例法における取締役、監査役又は執行役の責任の免除に関する規定の登記の手續と同様である(取締役又は監査役に関する平成14年4月25日付け法務省民商第1067号当職通達、執行役に関する同年12月27日付け法務省民商第3239号当職通達参照)。

なお、当該規定の設定による変更の登記は、監査役設置会社(取締役が2人以上ある場合に限る。)又は委員会設置会社でなければ、することができないが、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの有無については、添付書面から明らかな場合を除き、審査を要しないものとする。

(3) 社外取締役等の責任の制限に関する規定の登記の手続

ア. 責任の制限に関する規定の設定による変更の登記

(ア)登記すべき事項

登記すべき事項は、①社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定を設けた旨、②取締役又は監査役のうち社外取締役又は社外監査役であるものについて社外取締役又は社外監査役である旨及び③変更年月日である(会社法第911条第3項第24号から第26号まで)。

②の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

②についての申請書への記載は、特別取締役による議決の定めを設けた場合における社外取締役である旨の登記についてと同様である(5の(2)のアの(ア)参照)。

(イ)添付書面

登記の申請書には、社外取締役等の責任の制限に関する規定の設定を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条)。

(ウ)登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については4万円、(ア)の②の登記を要しない会社については3万円)である(登税法別表第一第19号(一)カ、ネ)。

イ. 責任の制限に関する規定の廃止による変更の登記

(ア)登記すべき事項

登記すべき事項は、社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定を廃止した旨、責任制限規定の廃止により社外取締役又は社外監査役の登記を抹消する旨及び変更年月日である。ただし、特別取締役による議決の定めの登記又は委員会設置会社に閣する登記があるとき(会社法第911条第3項第21号ハ、第22号イ)は、社外取締役の登記の抹消を要せず、監査役会設置会社である旨の登記があるとき(同項第18号)は、社外監査役の登記の抹消を要しない。

(イ)添付書面

登記の申請書には、社外取締役等の責任の制限に関する規定の廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条)。

(ウ)登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については4万円、社外取締役及び社外監査役の登記の抹消を要しない会社については3万円)である(登税法別表第一第19号(一)ワ、カ)。

改正風営適正化法のあらまし

平成17年11月7日公布 平成18年5月1日施行

最近、人身取引の防止が国際的な課題となっており、日本においては、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況が見られています。また、歓楽街を中心に、違法な性風俗関連特殊営業がまん延し、風俗営業等において客引き行為が後を絶たない状況にあるほか、住宅街におけるピンクビラの配布、風俗営業の営業所に出入りする少年の存在等が大きな問題となっています。

このような情勢にかんがみ、人身取引の罪等を許可の欠格事由に加え、接待飲食等営業及び店舗型性風俗特殊営業を営む者等に接客従業者の在留資格等の確認義務を課し、違法営業行為に対する罰則を強化するほか、少年指導委員の職務に関する規定その他所要の規定の整備を柱とした風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の改正（「改正風営適正化法」と呼びます。）が行われました。

改正風営適正化法は、平成17年11月7日に法律第119号として公布され、平成18年5月1日から施行されます。

風営適正化法の概要

風俗営業（許可制）		性風俗関連特殊営業（届出制）					飲食店営業
営業種別	接待飲食等営業 遊技場営業	店舗型性風俗特殊営業	店舗型電話異性紹介営業	無店舗型性風俗特殊営業	映像送信型性風俗特殊営業	無店舗型電話異性紹介営業	酒類提供飲食店営業
各種規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業地域の制限 ● 営業時間の制限 ● 驚音振動の規制 ● 広告宣伝の規制 ● 客引きの禁止 ● 年少者の接客制限 ● 年少者の立入制限 	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業禁止区域 ・ 地域の規制 ● 営業時間の制限 ● 客引きの禁止 ● 年少者から会話の申込みを取り次ぐことの禁止 ● 年少者を客とすることの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年少者従業者を会話の当事者にすることの禁止 ● 年少者から会話の申込みを取り次ぐことの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年少者の接客禁止 ● 年少者の接客禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年少者の接客禁止 ● 年少者の接客禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年少者従業者を会話の当事者にすることの禁止 ● 年少者から会話の申込みを取り次ぐこと又は会話の申込みを年少者に取り次ぐことの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 22時以降 ・ 年少者の従業制限 ● 年少者から会話の申込みを取り次ぐこと又は会話の申込みを年少者に取り次ぐことの禁止 ● 年少者の立入禁止 ● 客引きの禁止
改正の要点	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法の人身売買の罪等を欠格事由に追加 ● 刑法の人身売買の罪等を営業の停止等の事由に追加（映像送信型性風俗特殊営業を除く） ● 公安委員会の交付した届出確認書を備え付け、関係者に対する提示を義務化 ● 性風俗関連特殊営業の営業に関する広告宣伝の規制を直罰化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接客従業者の生年月日、国籍、日本国籍を有しない者は、在留資格等又は永住資格を確認し、その確認の記録を保存する義務 ● 客引きをするための立ちふさがり、つきまといの禁止（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業を除く。） ● 少年指導委員の営業所への立ち入り受取義務 					—
受付所営業等に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 受付所・待機所も届出の対象 ● 受付所営業を店舗型性風俗特殊営業とみなし、営業地域・営業時間を規制、客引き等を禁止 						

●～主な改正部分

1. 人身取引の防止のための規定の整備

①人身取引に関する罪を風俗営業の許可の欠格事由

- ◎風俗営業の許可を受けることができない者として、刑法の人身売買の罪等を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者が追加されました。(第4条関係)
- ◎公安委員会は、性風俗関連特殊営業(映像送信型性風俗特殊営業を除く。)を営む者等が当該営業に関し、刑法の人身売買の罪等に当たる違法な行為をしたときは、当該営業の停止等を命ずることができることとなりました。(第30条、第31条の5、第31条の6、第31条の15、第31条の20及び第31条の21関係)

②接客従業者の生年月日等の確認、その記録の保存義務

接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び午後10時を超えて酒類提供飲食店営業を営む者は、その営業に関し客に接する業務に従事する者の生年月日、国籍、在留資格、在留期間等を確認し、その確認の記録を保存しなければならないこととなりました。

また、これに違反した者に対する罰則が設けられました。(第36条の2及び第53条関係)

2. 性風俗関連特殊営業の規制の強化

①性風俗関連特殊営業の届け出に対して届出確認書を交付、備付け、提示を義務化

公安委員会は、性風俗関連特殊営業の開始又は変更に係る事項を記載した届出書に営業の方法を記載した書類等を添付し、提出があったときは、その旨を記載した書面(届出確認書)を当該届出書を提出した者に交付することとなりました。

性風俗関連特殊営業を営む者は、当該書面を営業所又は事務所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときはこれを提示しなければならないこととなりました。(第27条、第31条の2、第31条の7、第31条の12及び第31条の17関係)

②受付所及び待機所を届け出の対象

人の住居等において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むものの開始又は変更に係る届出書に、当該役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設(受付所)又は当該役務を行う従業者を待機させるための施設(待機所)を設ける場合には、その旨及び所在地を記載されることとなりました。(第31条の2関係)

③受付所営業の営業禁止区域等の規制

受付所営業は、店舗型性風俗特殊営業とみなして、営業禁止区域等の規定を適用することとなりました。(第31条の3関係)

④警察職員の立入り

警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、受付所又は待機所などに立ち入ることができることとなりました。(第37条関係)

用語の説明

受付所～人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもののうち、役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設

待機所～客の依頼を受けて派遣される役務を行う者を待機させるための施設

3. 性風俗関連特殊営業の規制の強化

①客引きをするための立ちふさがり、つきまといを禁止

風俗営業、店舗型性風俗特殊営業を営む者等が当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうことを禁止することとし、罰則が設けられました。(第22条、第28条、第31条の3、第31条の13、第32条及び第52条関係)

②広告宣伝の禁止

店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業の届出書を提出した者以外の者が、これらの営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をすることを禁止し、罰則が設けられました。(第27条の2、第31条の2の2及び第53条関係)

③性風俗関連特殊営業の広告宣伝規制の罰則整備

性風俗関連特殊営業を営む者が、人の住居にビラ等を配り、若しくは差し入れ、又は広告制限区域等において広告物を表示する等の方法により広告又は宣伝を行った場合の罰則が新たに設けられました。(第28条、第31条の3、第31条の8、第31条の13、第31条の18及び第53条関係)

4. 少年指導委員に関する規定の整備

①少年指導委員の職務に関する規定を整備

少年指導委員の職務内容が明確になりました。(第38条関係)

②少年指導委員の立入り

公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に風俗営業の営業所等に立ち入らせることができることとなりました。(第38条の2関係)

③守秘義務、研修の実施等の規定

守秘義務違反の罰則、研修の実施等の所要の規定が整備されました。(第38条及び第51条関係)

5. 罰則の強化(主なもの)

旧 罚 則	違 反 態 標	新 罰 則
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(併科あり)	禁止区域等営業(性風俗関連特殊営業)	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(併科あり)
	年少者保護を目的とした禁止行為違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(併科あり)
	客引き(新設のつきまとい、立ちふさがり行為を含む)	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金(併科あり)
30万円以下の罰金	性風俗関連特殊営業の無届営業、届出書の虚偽記載	100万円以下の罰金
確認義務なし	接客従業員等の生年月日等の確認義務違反	
罰則なし	住居等へのビラ等の頒布、制限区域等内での広告物の表示	
禁止規定なし	無届営業者による広告宣伝	

性風俗関連特殊営業を営んでいる方へ

今回の改正風営適正化法では、性風俗関連特殊営業の届出制について、現行法に基づく届出の効果を引き続き有効とはしておりません。

改正風営適正化法の施行の際現に現行法の規定により、届出書の提出をして性風俗関連特殊営業を営んでいる者の当該営業については、改正風営適正化法の施行日から3ヶ月を経過する日までの間（以下「移行期間」と呼びます。）であって、かつ、改正風営適正化法の規定に基づく所定の書類の提出をするまでの間は、改正風営適正化法の適用を猶予し、引き続き、当該営業を営むことができることとしております。そして、このような業者は、移行期間の間に、当該営業について改正風営適正化法の規定に基づく所定の書類を提出すれば、改正風営適正化法の規定に基づく「届出書」を出したものとみなされ、当該営業を営むことができることとしております。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の改正

風営適正化法の改正に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例と北海道公安委員会手数料条例も改正されます。

その概要は次のとおりです。

1 受付所営業に関する禁止地域等の指定及び営業時間の制限

受付所営業の営業禁止地域等を店舗型性風俗特殊営業（店舗型ファッショナヘルス）と同じ地域規制にすることとしました。また、営業時間も店舗型性風俗特殊営業（店舗型ファッショナヘルス）と同じ午前0時から日の出時までの深夜における営業を制限することとしました。

禁 止 地 域 等		
禁 止 区 域	禁 止 地 域	
①一団地の官公庁施設 ②学校 ③図書館 ④児童福祉施設	⑤病院 ⑥博物館 ⑦北海道公安委員会が指定する施設 （児童相談所、勤労青少年ホームなど（北海道公安委員会告示））	札幌市中央区南4条（南4条通り以南）、南5条及び南6条のそれぞれ西2丁目及び西5丁目の地域以外の地域
の周囲200メートルの区域		

2 北海道公安委員会手数料条例の一部改正

性風俗関連特殊営業の開始、変更又は再交付等の届出書の提出に対する確認書の交付に関し、手数料を徴収することとしました。

手数料の一例：新たに店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者	11,900円
既存の営業者が移行期間に所定の書類を提出する場合	3,400円

■ 施行期日

改正された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例と北海道公安委員会手数料条例は、改正風営適正化法と同じ平成18年5月1日から施行されます。



設問

親が亡くなつてから、遺産分割協議がなされるまで1年近く経つてしまった場合、その間、生前に親が所有し賃貸していた不動産について、賃料はどのように扱われるのでしょうか。

回答

相続財産の中に不動産が含まれ、当該不動産を賃貸しているケースは多く存在します。こうした賃貸借契約関係が継続しているにもかかわらず、相続開始後に相続人の間で遺産分割協議に長期間を要する場合も多く、その間の賃料収入についていかに扱うべきかが問題となります。

まず一つ目の考え方としては、民法909条により遺産分割の効力は相続開始時に遡ることが原則です。そうだとすれば、果実たる賃料についても遡って全て收取できるようにも思われます。しかし、賃料が多額なケースなどでは必ずしも公平とはいえないかもしれません。

次に、相続財産たる不動産から発生した賃料である以上、相続財産が自然に増大したものとして、当然に遺産分割の対象に含まるという考え方があります。しかし、相続開始後の賃料については、あくまで相続開始後に生じたものであり、当然に相続開始時の財産と同一視することには、無理があるといえます。とはいえ、遺産分割協議の趣旨・目的に従えば、相続開始後の賃料が一切分割協議の対象とならないと扱うことも硬直に過ぎる考え方といえます。

このような点から、相続開始後の賃料については、本来、相続財産とは別個であるが、相続人間の合意に従い、遺産分割の対象とすべきとする見解が有力でした。

こうした事案について、平成16年4月9日大阪高等裁判所判決(後記最高裁判決の原審)では、「遺産から生ずる法定果実は、それ自体は遺産ではないが、遺産の所有権が帰属する者にその果実を取得する権利も帰属するのであるから、遺産分割の効力が相続開始の時にさかのぼる以上、遺産分割によって特定の財産を取得した者は、相続開始後に当該財産から生ずる法定果実を取得することができる。そうすると、本件各不動産から生じた賃料債権は、相続開始の時にさかのぼって、本件遺産分割決定により本件各不動産を取得した各相続人にそれぞれ帰属するもの……である。」と判示しました。

これに対し、最高裁判所平成17年9月8日第一小法廷では、原審を破棄し、以下のような判決がなされました。

「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであつて、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。

したがつて、相続開始から本件遺産分割決定が確定するまでの間に本件各不動産から生じた賃料債権は、被上告人及び上告人らがその相続分に応じて分割単独債権として取得したものであり、本件口座の残金は、これを前提として清算されるべきである。」

この最高裁判決において、遺産分割は、相続開始の時に遡つてその効力を生ずるものであるとしつつも、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものと判示されたことから、冒頭で紹介したような、果実たる賃料についても遡つて全て收取できるという考え方には排斥されたものと考えられます。

また、賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであると判示されたことから、冒頭二番目の、相続財産が自然に増大したものとして、当然に遺産分割の対象に含まれるという考え方も採用されておりません。

ただ、相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した賃料債権の帰属が、遺産分割協議によって影響を受けないとはいえ、相続人の合意によって特段に遺産分割協議の対象とすることまで排斥したといえるかは、検討の余地があるといえそうです。

ショートコラム・2

先日、ある百貨店のエレベーターで、乳幼児をのせたベビーカーを押す若いご婦人と乗り合わせたが、その赤ちゃんがあまりにもめんこいので、「かわいいですね。何ヶ月ですか」と話しかけた。生後2ヶ月とのことで、赤ちゃんの頭髪は生え揃つてはいない状態だった。

私は、頭に短く産毛をのせた赤ちゃんを見て、てっきり男の子と思い込み「男の子ですか」とウツカリ質問をしてしまった。ご婦人は一言「女の子です」と言い、次の階でエレベーターを降りていったのだが、なんとなく機嫌が悪そうだった。

今さらだが、「女の子ですか」と質問するべきだったと思う。たとえ男の赤ちゃんに見えたとしてもである。何気ない一言で、その気がなくても他人を傷つけかねないと改めて思い知った一瞬だった。

< S >

職務上請求書の適正な使用及び取扱い等に関する規則について

総務部 江谷清和

「職務上請求書の適正な使用及び取扱い等に関する規則」は「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の使用及び取扱い等に関し必要な事項を定めることにより、行政書士の品位保持及び資質向上を図ることを目的として、平成 17 年 7 月 20 日施行されました。

再度、本規則を確認頂きまして、職務上請求書の適正な使用及び管理につき御留意願います。

「職務上請求書の適正な使用及び取扱い等に関する規則」一部抜粋

目的

この規則は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」(以下「職務上請求書」という。)の使用及び取扱い等に関し必要な事項を定めることにより、日本行政書士会連合会(以下「本会」という。)会則第 59 条及び第 60 条に規定する行政書士の品位保持及び資質向上を図ることを目的とする。

職務上請求書

この規則において「職務上請求書」とは、戸籍、除籍若しくは原戸籍の謄本若しくは抄本、住民票、除票若しくは戸籍の附票の写し又は住民基本台帳の閲覧(以下「戸籍謄本等」という。)の請求が、行政書士として職務上必要な場合に使用する用紙であって、本会が作成したものをいう。

- 2 職務上請求書は、様式第 1 号のとおりとし、第 18 条に規定する単位会からの必要冊数の報告に基づき、毎年 4 月 1 日に使用期限 2 年の職務上請求書を頒布するものとする。
- 3 職務上請求書は、A5 判とし、1 冊 50 枚(控え用紙を含む。)綴りとする。

譲渡等の禁止

第 10 条 行政書士は、職務上請求書を、何人にも譲り渡し、又は貸与してはならない。

適正な管理

第 11 条 行政書士は、職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するよう、適切に管理しなければならない。

- 2 行政書士は、補助者が当該行政書士の管理に属する職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負わなければならない。

- 3 職務上請求書の綴りは、使用中のものを含めて 2 冊を超えて所有することはできない。

※なお、日本行政書士会連合会サイトにて全文をダウンロードが可能ですので、下記サイトより入手のほうをお願い申し上げます。

URL: http://www.gyosei.or.jp/topics/topics_0.html#58

平成17年度「総合法学講座」実施状況 (全20講座中18講座修了)

業務部

総合法学講座の全日程が、平成18年4月22日にて修了しました。

4月8日までの実施講座につき、参加者の統計データは以下の通りです。



項目	内容																							
1 開催期間	平成17年11月19日(土)～平成18年4月8日(土)迄 (9日間9回土曜日18講座)																							
2 開催場所	「ホテルエルム札幌」																							
3 研修科目	<table border="1"> <tr><td>民 法</td><td colspan="2">総則、財産法（物権、債権総論、債権各論、身分法（親族、相続））</td></tr> <tr><td>民 特 法</td><td colspan="2">特定商取引法、消費者契約法、借地借家法</td></tr> <tr><td>著 作 権</td><td colspan="2">著作権法</td></tr> <tr><td>企 業 法</td><td colspan="2">企業法務全般、会社の成立、会社の変更・再編</td></tr> <tr><td>刑 法</td><td colspan="2">総論、財産犯、【財産犯以外】、【経済特別刑法】</td></tr> <tr><td>民 事 手 続</td><td colspan="2">民事訴訟法、民事執行法</td></tr> <tr><td>行 政 救 済</td><td colspan="2">行政不服審査法、行政事件訴訟法</td></tr> </table>			民 法	総則、財産法（物権、債権総論、債権各論、身分法（親族、相続））		民 特 法	特定商取引法、消費者契約法、借地借家法		著 作 権	著作権法		企 業 法	企業法務全般、会社の成立、会社の変更・再編		刑 法	総論、財産犯、【財産犯以外】、【経済特別刑法】		民 事 手 続	民事訴訟法、民事執行法		行 政 救 済	行政不服審査法、行政事件訴訟法	
民 法	総則、財産法（物権、債権総論、債権各論、身分法（親族、相続））																							
民 特 法	特定商取引法、消費者契約法、借地借家法																							
著 作 権	著作権法																							
企 業 法	企業法務全般、会社の成立、会社の変更・再編																							
刑 法	総論、財産犯、【財産犯以外】、【経済特別刑法】																							
民 事 手 続	民事訴訟法、民事執行法																							
行 政 救 済	行政不服審査法、行政事件訴訟法																							
	【】内は4月22日実施予定																							
4 コース別科目	Aコース	Bコース	Cコース																					
	①民 法（債権各論） ②民特法（特商法） ③民 法（債権総論） ④民特法（消費者契約法） ⑤民 法（総則） ⑥民 法（物権）	⑦民 法（親族） ⑧民特法（借地借家法） ⑨民 法（相続） ⑩著作権法 ⑪民事訴訟法 ⑫民事執行法	⑬企業法務全般 ⑭刑 法（総論） ⑮企業法（会社設立） ⑯企業法（会社変更再編） ⑰行政不服審査法 行政事件訴訟法 ⑱刑 法（財産犯） 【⑲刑 法（財産犯以外）】 【⑳刑 法（経済特別刑法）】																					
	Cコース【⑲⑳】は4月22日実施予定																							
5 講師	(1) 北大大学院法学研究科教授2名、助教授4名 小樽商科大学助教授4名 (2) 弁護士2名 (3) 札幌経済産業局1名、北海道消費者協会1名																							
6 定員	60名																							

項目	内容
7 実施結果 前20講座 中18講座 終了結果	<p>(1) 全申込み者数 Aコース66名 Bコース81名 Cコース67名 合計 延べ人員214名(実人員137名)</p> <p>(2) 受講者数、修了証書交付者数 Aコース59名(1名は資料代納入するも全欠席)、修了証46名(78.0%) Bコース59名(1名は①②を欠席後キャンセル)、修了証47名(79.7%) Cコース60名 合計延べ人員178名(実人員118名)</p> <p>(3) 支部別受講者数(実人員) 札幌82、函館3、小樽7、空知6、旭川5、網走3、室蘭2、苫小牧2、 日高2、十勝2、釧路4、根室0合計118名</p> <p>(4) 意見要望 Aコース及びBコース最終日に、受講者から無記名で「意見・要望」を募ったところ、合計41人から回答があつた。</p> <p>(5) 資料代 Aコース 360,000円 Bコース 354,000円 Cコース 480,000円 合計1,194,000円</p>
8 受講者 118人の分析	<p>(1) 男女別 男 107人(90.7%) 女 11人(9.3%) 本会全会員数に対する女性会員の構成率は8.0%であり、女性の受講率はそれを1.3ポイント上回った。</p> <p>(2) 年齢層別 55歳から59歳の受講者が27人(22.9%)で最も多く、次いで50歳から54歳の19人(16.1%)、60歳から64歳の19人(16.1%)、65歳以上の18人(15.3%)と続き、50歳以上の合計は83人(70.3%)で50歳未満の35人を大きく上回った。</p> <p>(3) 選択コース別 ABC選択が27人(22.9%)と最も多く、次いでCコースの26人(22.0%)、Bコースの25人(21.2%)と続いた。(キャンセル待ちではBコース21人、Cコース7人、Aコース6人でBコースの人気が高かった)</p> <p>(4) 行政書士経験年数別 1年以上3年未満が26人(22.0%)と最も多く、次いで1年未満19人(16.1%)と続き、3年未満の経験者が45人(38.1%)を占めた。一方、20年以上25年未満の13人と25年以上30年未満の9人を合わせた20年以上30年未満のベテラン勢にあっても22人(18.6%)を占め、経験の浅い層とベテランの層の2つの山があつた。</p> <p>(5) 分析結果からの課題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 40歳代までの受講が低調受講者の70%は50歳以上の会員 2 行政書士経験中間層が低調経験3年未満38%、20年以上24% 合計62% 3 受講者が札幌支部会員に偏重 札幌支部会員が約70%(本会の12支部会員構成率では札幌支部会員数は45%)</p> </div>



会議開催状況 <3~4月>

〈理事会・常任理事会・正副会長会〉

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第8回常任理事会	平成18年3月2日	本会会議室	①報告事項 (1) 日行連関係の報告 (2) 各部からの報告 (3) その他 ②協議事項 (1) 平成17年度事業報告 (2) 平成17年度決算見込 (3) 平成18年度事業計画 (4) 平成18年度収支予算 (5) その他
第4回理事会	平成18年3月3日	北農健保会館	①報告事項 (1) 日行連関係の報告 (2) 各部からの報告 (3) その他 ②協議事項 (1) 平成17年度事業報告 (2) 平成17年度決算見込 (3) 平成18年度事業計画 (4) 平成18年度収支予算 (5) 会則施行規程の一部改正
顧問・相談役・正副会長会	平成18年3月14日	川基本店	①当面する課題 ②その他
第8回正副会長会	平成18年3月27日	ホテルエルム	①当面する課題 ②その他
第1回常任理事会	平成18年4月14日	ホテルエルム	①報告事項 (1) 日行連関係の報告 (2) 各部からの報告 (3) その他 ②協議事項 (1) 平成17年度事業報告 (2) 平成17年度決算報告 (3) 平成18年度事業計画 (4) 平成18年度収支予算 (5) 会長表彰 (6) 定時総会 (7) その他
第2回常任理事会	平成18年4月21日	本会会議室	①理事会の付議事項 ②その他
第1回理事会	平成18年4月21日	北農健保会館	①報告事項 (1) 日行連関係の報告 (2) 各部からの報告 (3) その他 ②協議事項 (1) 平成17年度事業報告 (2) 平成17年度決算報告 (3) 平成18年度事業計画 (4) 平成18年度収支予算 (5) 会長表彰 (6) 定時総会の運営と進行 (7) その他

〈委員会〉

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第18回会報編集委員会	平成18年3月3日	本会会議室	
第12回ホームページ委員会	平成18年3月3日	本会会議室	
第12回登録調査委員会	平成18年3月6日	本会会議室	
第19回会報編集委員会	平成18年3月14日	本会会議室	
第13回ホームページ委員会	平成18年3月20日	本会会議室	
第11回研修委員会	平成18年3月24日	本会会議室	①平成18年度研修計画 ②その他
第14回ホームページ委員会	平成18年3月27日	本会会議室	
第1回会報編集委員会	平成18年4月4日	本会会議室	
第1回登録調査委員会	平成18年4月5日	本会会議室	登録調査（新規8件、変更2件）
第1回組織検討特別委員会	平成18年4月7日	ホテルエルム	①部直属委員会の適正配置基準 ②専門委員会の委員の数と選出方法 ③理事の定数と適正配置基準 ④理事の選出方法・支部選出理事数の基準 ⑤答申時期の変更と委員会開催予定
第1回研修委員会	平成18年4月12日	本会会議室	①新入会員研修 ②総合法学講座
第1回ホームページ委員会	平成18年4月26日	本会会議室	
第2回会報編集委員会	平成18年4月27日	本会会議室	

新編集委員の紹介



木田 晶子

この度、北海道行政書士会 会報編集委員になりました木田晶子と申します。会員の皆様に喜ばれる情報の発信ができるように頑張ります。どうぞ宜しくお願いいたします。

ちょっと
一服



或経営者曰くある けいえいしゃ いわく No.5

以下に紹介する言葉は、私が様々な経営者の方から見聞きした発言の中で特に印象に残ったものであります。一字一句を引用したものではなく、私なりの解釈で表現した部分が多分に含まれる点をご容赦下さい。

- 「最近は、1しか努力せずに10の成果を欲する人が多い様に思います。当然欲求レベルに達しませんから不平不満が出てきます。私はむしろ、大きな努力で小さな成果を求めるという位の心構えで取り組むべきだと思います。」

(M井)

新入会員 New Face



なかい 中井 宏 昭和46年9月8日生
十勝支部 平成18年3月1日入会
事務所 帯広市東3条南4丁目5番地
TEL 0155-24-5507
FAX 0155-21-1959

〈コメント〉

頑張ります。皆さん宜しくお願ひ致します。



このの 紺野 裕和 昭和48年8月27日生
札幌支部 平成18年3月1日入会
事務所 札幌市清田区北野6条5丁目10番12号
TEL 011-884-8201
FAX 011-884-8201

〈コメント〉

清田区に開業いたしました、紺野行政書士事務所の紺野裕和と申します。これまでの経験とITの知識を活かし、「新しい、次世代の行政書士」のバイオニアを目指したいと思っております。よろしくお願ひいたします。



ながの 長野 紀之 昭和37年8月12日生
函館支部 平成18年3月20日入会
事務所 函館市東川町13番13号
TEL 0138-22-3818
FAX 0138-22-3818

〈コメント〉



かたおか 片岡 昭美 昭和39年4月1日生
札幌支部 平成18年3月20日入会
事務所 札幌市白石区栄通21丁目22番7-401号
ブリエールコート4F
TEL 011-857-1681
FAX 011-857-1681

〈コメント〉

前職は介護支援専門員で、法律の分野は一からのスタートですが、チャレンジ精神で頑張りますのでどうぞよろしくお願ひいたします。



まつむら 松村 真希 昭和50年12月29日生
小樽支部 平成18年3月20日入会
事務所 小樽市清水町9番13号
TEL 0134-23-7574
FAX 0134-23-7574

〈コメント〉

幅広い行政知識を獲得し、お客様に質のよいサービスを提供したいと思っております。若輩者ですが、どうぞよろしくお願ひします。



ながぬま 永沼 清 昭和14年9月25日生
札幌支部 平成18年3月20日入会
事務所 札幌市南区川沿18条2丁目3番44号
TEL 011-572-3613
FAX 011-572-3613

〈コメント〉

私は公務員を定年退職し、早や6年になります。これから的人生をもっと充実すべき仕事を考えるようになり、今回、行政書士会に入会を決意したものです。国家的行政のサービスを手助けする行政書士の重要性を踏まえて、日々努力向上に頑張りますので、御指導の程よろしくお願ひ致します。



はが 羽賀 亮介 昭和53年12月22日生
札幌支部 平成18年3月20日入会
事務所 札幌市清田区清田4条2丁目6番20号
TEL 090-9438-7932

〈コメント〉

羽賀亮介と申します。これから様々な分野に挑戦していきたいと思います。諸先生方のご指導よろしくお願ひします。



はしもと 橋本 喜博 昭和32年3月27日生
札幌支部 平成18年3月20日入会
事務所 札幌市東区北28条東5丁目3番10号
秀和マンション2階C号室
TEL 011-743-2181
FAX 011-743-2181

〈コメント〉

新入会員の橋本喜博です。丁寧な仕事をmottoに、日々研究し、経験を積み、業務の質の向上に努めたいと思っています。ご指導宜しくお願ひいたします。



はせがわ 長谷川 征輝 昭和57年3月22日生
札幌支部 平成18年3月20日入会
事務所 札幌市南区川沿12条5丁目4番17号
TEL 011-788-7120
FAX 011-788-7120

〈コメント〉

長谷川征輝と申します。まだまだ若輩者なので、諸先生方にはいろいろお世話になると思いますが、一生懸命がんばっていきますので、これからよろしくお願ひ致します。



くすのき 楠 高志 昭和29年4月6日生
札幌支部 平成18年3月20日入会
事務所 札幌市西区福井5丁目15番4号
TEL 011-664-7610
FAX 011-664-7675

〈コメント〉

会からいただいた資料を見て、業務内容の広さに驚きました。幅広い依頼者のニーズに応えられるよう勉強したいと考えます。

New Face 新入会員



あべ ゆういち
安 部 裕 一 昭和 40 年 5 月 11 日 生
室蘭支部 平成 18 年 3 月 20 日 入会
事務所 登別市幌別町 5 丁目 12 番地
TEL 0143-85-4261
FAX 0143-85-4261

〈コメント〉

紛争ができるだけ回避できるよういろいろ工夫ができればと思っています。皆さん、よろしくお願ひ致します。



ことう たけふみ
郷 家 丈 史 昭和 56 年 12 月 3 日 生
日高支部 平成 18 年 3 月 20 日 入会
事務所 浦河郡浦河町堺町東 2 丁目 14 番 3 号
ビューシャトー長岡 1 階
TEL 0146-24-2800
FAX 0146-24-2801

〈コメント〉

札幌から浦河に移転し、事務所を開設した郷家丈史です。業務にはまだ不慣れな点もありますが、地域の人たちに貢献できるように頑張りますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。



なかむら たくや
中 村 拓 哉 昭和 46 年 3 月 10 日 生
函館支部 平成 18 年 3 月 20 日 入会
事務所 北斗市東浜 1 丁目 7 番 33 号
レジデンスシェル 201 号室
TEL 0138-73-9009
FAX 0138-73-9019

〈コメント〉

1 人でも多くの一の役に立つことを目標とし、初心と笑顔を忘れずに業務に取組んでいきたいと思います。よろしくお願ひいたします。



なりた やえこ
成 田 弘 荣 子 昭和 15 年 11 月 12 日 生
札幌支部 平成 18 年 3 月 20 日 入会
事務所 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 1 番地 8
クリオ大通ラ・モード 703 号
TEL 011-280-6825
FAX 011-280-6825

〈コメント〉

資格はいただいたのに中味の充填が十分でないのでひそかに慌てています。研修と経験を積んで、行政書士になって良かったと思えるように努力するつもりです。どうぞよろしくおねがい致します。

新事務局職員の紹介



よしだ かずゆき
吉 田 和 幸
・昭和 21 年 9 月 生まれ
・江別市大麻在住
・出身地：旭川市
・前職：北海道企画振興部経済調査課長

本年 3 月から、事務局に勤務させていただきました。予備知識がありませんでしたので、非常に幅が広く、しかも専門的豊富な事務経験が必要な仕事に真面目に取り組んでおられるなど感じたのが第一印象であります。事務局の職員一同、チームワーク良く、会員の方々のお役に立つよう業務を進めて参りますので、どうか皆様宜しくお願ひ申し上げます。



たけだ なおこ
武 田 直 子

平成 18 年 4 月より事務局職員としてお世話になることになりました。不慣れな点が多くあるかと思いますが一生懸命頑張ります。ご指導の程、よろしくお願ひいたします。



さとう ゆみこ
佐 藤 由 美 子

平成 18 年 4 月 1 日より事務局職員としてお世話になることとなりました。皆様のお役に立てるよう頑張りますので、ご指導よろしくお願ひいたします。

アンケートにご協力下さい

このたび、会報「行政書士北海道」に関してアンケートを実施することにいたしました。

会報編集委員会としては、従来より、会報に対するご意見を募集してはおりましたが、読者の皆様が会報に関してどのような意識をお持ちなのかを広く知る機会はありませんでした。今後さらに、より良い紙面をご提供してゆくためには、読者の皆様からのご意見が是非とも必要であると考えました。会報編集委員会では、皆様からのご意見を生かして紙面を充実させてゆきます。どうかアンケートにご記入いただき、ご意見をお寄せいただきたいと思います。少しでも多くの会員読者の方々にご協力いただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。



編集後記

編集委員の仕事をさせていただくようになってから、気がつけばもう1年が経過しておりました。時の流れは本当に速いものだと感じつつ、その流れに負けないように自らを研鑽してゆかなければならぬと思っている今日この頃であります。昨年より僅か1年という短い期間ではありますが、会報編集作業に取り組んできて編集委員一同抱いているのが、なんといってもまず、ご多忙にも拘らず業務資料を提供してくださった諸先生方やまた、貴重な時間を割いてリレーインタビューにご協力くださった先生方に対する深い感謝の意です。また、各部・各委員会の先生方にも多大なるご支援を賜りまして、編集委員一同心より御礼申しあげます。会報は

会員の皆様のご協力があつてはじめて作り上げることが出来るものだとつくづく感じさせられました。昨年度会報編集にご協力してくださいました先生方、本当に有難うございました。そしてまた今年度も皆様にとってよりよい会報を創り上げて参りますので、何卒ご理解ご協力の程宜しくお願ひ致します。なお、今年度は楽しい企画等もございますのでどうぞご期待ください。

2006.5.第277号
平成18年5月25日発行

発行人：深貝亨
編集人：坂地俊信

発行所：北海道行政書士会
印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001
札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)
北海銀行本店 (普 0742651)
北海銀行札幌南支店 (普 0570344)
札幌銀行本店 (普 389444)
振替口座 02730-0-8224 番

会員数の概要

総会員数		前年同月比	前月比
1,453	(個人 1,449・法人 4)	+ 13	- 5
男性	1,329	女性	120

平成18年4月末現在

次号の記事の締切は6月末です。

平成17年度日政連北海道支部 活動の概要と財政の現状

日政連北海道支部 幹事長
飛澤 勝男

「小さくて効率的な政府」を目指した行財政改革が進展するなか、私たち行政書士を取り巻く環境は、目まぐるしい速さで変化を來たしております。

これら諸事案に対して、迅速かつ的確な対応と行政書士の社会的向上を目指した活発な地域活動を進めるため、平成17年度から北海道行政書士会々長職と日政連北海道支部長職の兼任制を改め支部長職の専任制をとり政治連盟活動の充実を図りました。以下、日政連北海道支部の活動の概要を報告します。

行政書士の社会的・経済的地位の向上を目指し行政書士制度の充実と発展を図ることを目的とした行政書士政治連盟の活動基盤の充実を図るために、行政書士会々員に対し政治連盟への理解と積極的な参加を求めてきました。

政治連盟の活動がよく見えないとするご意見に対しては、本会会報の一部に「政連だより」を掲載し行政書士会々員の皆様に活動の一端をお伝してきました。

しかし、平成17年度の日政連北海道支部組織率は、40.2%で全国47単位支部の中で最下位に位置し、本年度についても日政連へ納入する会費が2ヶ月分滞っており、十分な組織活動とはなり得ませんでした。

本年度の日政連への会費未納支部は、全国47単位支部のうち北海道・愛媛・大分・宮崎の4支部のみで、しかも北海道・大分・宮崎の3支部は過年度(平成16年度末)分についても未納額を有する単位支部にもなっております。

北海道支部の日政連に対する会費未納額は、平成16年度末における会費の分納額と平成17年度の未納分とを合わせると約100万円程度になり、新年度への大きな負担となっており、北海道支部の財政は危機的な状態にあることを行政書士会々員の皆様にご理解を頂きたいと存じます。

このような姿は、日政連における北海道支部の存在のみならず、日行連における北海道行政書士会の立場にも少なからず影響を及ぼすものと考えられるところです。

今後、行政書士制度の発展に向けた活動の拠点として、政治連盟の活動の重要性を認識し組織の拡充を目指したより一層の取組みが必要であると考えております。

次に、平成17年度は、政治的に大きな動きはないものとして、活動に入りましたが突然に衆議院議員選挙が実施されました。十分な準備を整える余裕も無いままに選挙戦の対応となりましたが、各役員・各会員の皆様のご支援・ご協力のもと無事選挙戦を乗り切る事ができました。日政連の推薦候補者の選挙結果は、北海道内で12名の方が当選を致してお

ります。

また、地域における行政書士制度の理解と協力を求めた活動の一つとして開催しております「新年賀詞交歓会」に、国会議員をはじめ各級議員の方々の出席も年々増加し今回は27名の方の出席を頂きました。懇談の中で他士業に比し行政書士制度に対する認識度は十分でないことが感じられ、今後、この種の企画が重要であるものと考えられます。

その他、国会議員等が開催する政経セミナーにつきましては、政治連盟の重要な活動の一つとして捉え事情の許す限り出席し積極的な交流を図り行政書士制度への理解と協力を求めた活動を行つてまいりました。

特に、このたび自由民主党に組織されております「行政書士制度推進議員連盟」の事務局長に北海道選出(第2選挙区)の吉川貴盛代議士が就任されました。期待をすると共に日政連北海道支部の諸活動についても「議連の事務局を抱える支部」として、より一層の責任が求められるものと存じます。

平成18年度は、資格制度の垣根を低くするための他職種の参入等、各種業務独占資格の有り方について検討がなされており、これらに対する組織活動が重要な分野になるものと考えられます。

また、これらの諸活動を支える財政基盤の確立についても北海道支部が抱える大きな課題になっております。役員の寄付金に依存する現在の支部財政から脱却し、支部会費を主体とする財政の基盤確立に向けた取組みが求められており、全国単位支部と肩を並べられる本来の姿を一日でも早く構築する積極的な活動が求められています。

最近の動き

月・日	行 事 等	場 所	担 当 者 等
4月5日	新規登録者対応	札幌	飛澤
18日	平成17年度会計監査	札幌	葛西・飛澤
20~21日	日政連支部長・幹事会	東京	葛西
21日	第1回幹事会	札幌	各役員
22日	森善朗代議士を囲む昼食懇談会	札幌	葛西
22日	石崎岳21世紀セミナー	札幌	葛西
22日	鈴木宗男第1回北海道セミナー	札幌	飛澤
22日	吉川貴盛代議士自民党行政書士制度推進議員連盟事務局長就任表敬挨拶	札幌	葛西・飛澤
24日	横路孝弘政経セミナー	札幌	葛西・飛澤
5月8日	津島雄二代議士を囲む昼食懇談会	札幌	葛西
8日	吉川貴盛政経セミナー	札幌	葛西・飛澤

地上デジタルが始まる!!

6月1日(木)札幌とその周辺で
地上デジタル放送スタート!!

2006年6月1日(木)北海道の地上デジタル放送が、
札幌市およびその周辺から始まります。

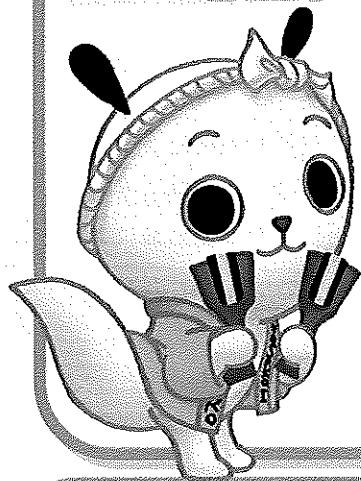
視聴可能なエリアの目安は、右の地図の範囲で、
約110万世帯です。

道内の放送エリアは
順次、拡大していきます。

START!!



地上デジタル放送は魅力がいっぱい!!



地上デジタル放送は高画質! 高音質!

地上デジタル放送は、ハイビジョンによる高画質な番組が中心。
鮮明な画像に加え、人間の視野にあった見やすいワイドな画面です。
また、CDレベルの高音質が実現します。

ニュースや気象情報をいつでも! データ放送

ニュースや気象情報をいつでも見られるデータ放送。NHK札幌放送局では、
道民の関心が高い気象情報やスポーツ情報を、きめ細かくお伝えします。

いつでもどこでもテレビを見られる! ワンセグ

「ワンセグ」は、地上デジタル放送を携帯電話などで見ることができる
サービスです。移動中でも鮮明に放送を受信できます。

地上デジタル放送の
画質がさは、現行アナログ
画質の5倍以上になり、
美しい色彩がは格段に向上了。



地上デジタル放送は人に
やさしい! 地上デジタル放送では、
標準機能として
字幕放送を楽しめます。

現行の地上アナログ放送は、2011年7月24日に終了する予定です。

料金の支払いは、口座振替等からお得で便利です

- 6ヶ月、12ヶ月の前払いは割引があり、お得です。
- 地上デジタル放送も、現在のご契約のままご覧いただけます。

受信料額表(消費税5%含む)	2ヶ月払額	6ヶ月払額	12ヶ月払額
衛星カラー契約 (カラー契約を含む)	口座振替等 4,580円	13,090円	25,520円
訪問集金	4,680円	13,390円	26,100円
カラー契約	口座振替等 2,690円	7,650円	14,910円
訪問集金	2,790円	7,950円	15,490円

*口座振替等とは、口座振替・継続振込・クレジットカード振替(平成18年5月より受付)のことです。

受信契約のお申し込みや、居候のご回答は

NHKの担当者へ

お電話で専用のNHKフリーダイヤル
0120-151515 年中9時~午後10時
土・日・祝日も受付
通話料無料

パソコンのホームページから

携帯電話のサイトから

IT-eトード メニューリストTV・ラジオ・雑誌・小説・TV・NHK

Ezweb トップメニュー→カテゴリで探す→TV・メディア→全国TV→NHK

Vodafone live! メニューリストTV・ラジオ・雑誌・TV・NHK



番組に対するお問い合わせ・ご意見はNHK視聴者コールセンターまで、**0570-066066**

まっすぐ、真剣。NHK



札幌放送局 **(011)232-4001**